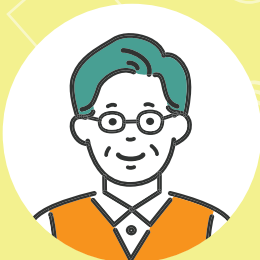


第4次  
佐世保市

# 男女共同参画計画

令和5年3月  
佐世保市



# 目次

第1章 計画の策定にあたって .....	1
1. 計画策定の趣旨 .....	1
2. 計画の位置づけ .....	2
3. 計画の期間 .....	2
4. 計画の策定体制 .....	3
5. 近年の男女共同参画の動向 .....	4
第2章 佐世保市の男女共同参画の現状 .....	7
1. 統計からみる現状 .....	7
2. アンケート結果からみる現状 .....	14
第3章 第3次計画（前計画）の総括 .....	20
1. 前計画が終了するにあたっての総括 .....	20
2. 前計画の評価と数値目標の達成状況 .....	21
第4章 計画の基本的な考え方 .....	27
1. 目標と基本理念 .....	27
2. 基本目標 .....	28
3. 取り組みの体系 .....	29
第5章 計画の内容 .....	30
基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大 .....	30
基本目標Ⅱ 誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり .....	38
基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現 .....	48
数値目標 .....	58
第6章 計画の推進 .....	59
1. 庁内推進体制の整備 .....	59
2. 連携体制の整備 .....	59
3. 計画の進捗管理 .....	59
資料編 .....	60



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、平成 11（1999）年に制定された「男女共同参画社会基本法」第 2 条において、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義され、男女共同参画社会の実現は、21 世紀のわが国の社会を決定する最重要課題と位置づけられています。

また、近年においては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV 防止法」という。）、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」などが施行され、男女の多様な課題に対する新たな取り組みが職業分野や政治分野にも求められています。さらに、平成 27（2015）年の国連サミットで採択された SDGs（持続可能な開発目標）は、17 の目標から構成されていますが、「ジェンダー平等の実現」は、独立した一つの目標にとどまらず、SDGs 全体の目標を実現するための重点課題として位置づけられており、取り組みの重要性が国際的にも高まっています。

しかしながら、わが国の性別による固定的役割分担意識は根強く、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）も存在していることから、男女の不平等はいまだ解消されていないのが現状です。また、近年、少子高齢化の進行や、価値観・ライフスタイルの多様化など、社会情勢がめまぐるしく変化しています。このような中でも、持続可能な活力ある社会を構築していくために、女性が個人としても、社会集団としても意思決定過程に参画し、自律的な力をつけて発揮することやワーク・ライフ・バランスを推進し、性別によって差別されることのない、誰もがいきいきと活躍できる社会をつくることますます重要になっています。

佐世保市では、平成 13（2001）年 3 月に男女共同参画社会の形成促進に寄与するため、男女共同参画推進センター「スピカ」を設置しました。その後、平成 14（2002）年 3 月に「パートナーシップをめざすわが街佐世保」を目標に掲げた「佐世保市男女共同参画計画」を策定し、以降、計画の改訂や「佐世保市男女共同参画によるまちづくり条例」の施行を通じて、男女共同参画の実現に向けて、取り組みを進めてきました。令和 4（2022）年度で「第 3 次男女共同参画基本計画」（以下、「前計画」という。）が、計画期間満了を迎えることを受け、今後の本市における男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図るための計画として「第 4 次佐世保市男女共同参画計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第9条及び第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」に相当するものであり、「DV防止法」第2条の3及び「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく計画とするものです。

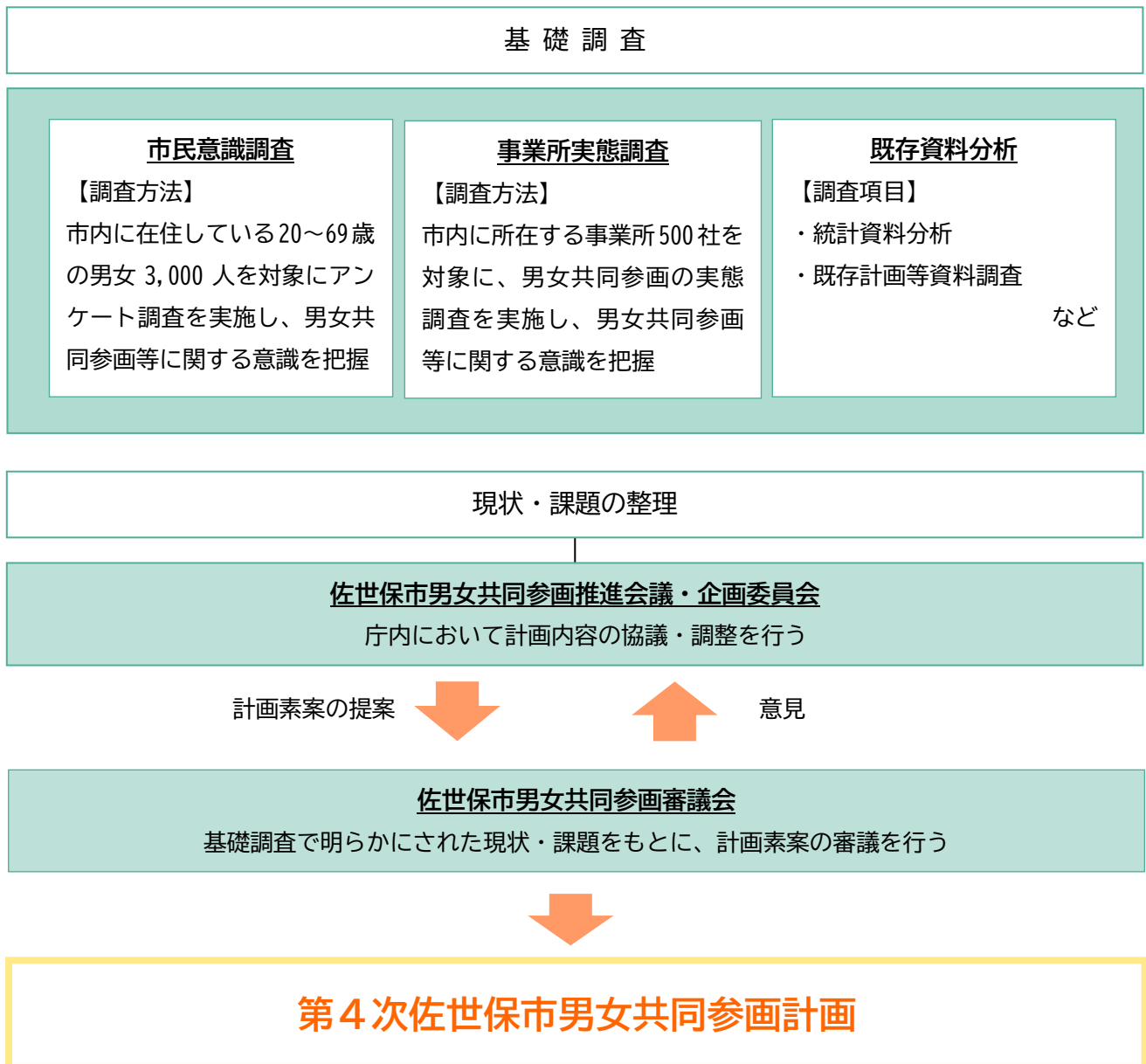
また、国の男女共同参画基本計画（「第5次男女共同参画基本計画」）及び長崎県の男女共同参画基本計画（「第4次長崎県男女共同参画基本計画」）を考慮しながら定めるとともに、「第7次佐世保市総合計画」等、市の関連計画との整合を図りながら、本市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。

## 3. 計画の期間

本計画は令和5（2023）年度～令和9（2027）年度の5年間とします。ただし、今後の社会情勢の変化や本計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

平成／令和（年度）	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	…
佐世保市男女共同参画計画		前回計画（第3次）			本計画（第4次）						
		国・県の内容を考慮	← 計画策定作業期間 →								
国：男女共同参画基本計画						第5次					
県：男女共同参画基本計画				第4次							

## 4. 計画の策定体制



## 5. 近年の男女共同参画の動向

### (1) 世界の動き

世界においては、昭和 21 (1946) 年に国際連合に婦人の地位委員会が設置されて以来、国連を中心に女性の地位向上のための様々な取り組みが始まりました。

昭和 50 (1975) 年には「国際婦人年世界会議 (第 1 回世界女性会議)」が開催され、「世界行動計画」を採択、昭和 51 (1976) 年から 10 年間で「国連婦人の 10 年」と定め、国連加盟各国は行動計画の推進に取り組みました。

平成 7 (1995) 年に北京で開催された「第 4 回世界女性会議」では、女性の権利の実現とジェンダー平等の推進を目指す「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。

「第 4 回世界女性会議」の 10 年目にあたる平成 17 (2005) 年には「北京+10」(第 49 回国連婦人の地位委員会) が開催され、「行動綱領」の実施状況の評価・検証が行われ、女性の自立と地位向上に向けた取り組みを引き続き推進していくことが確認されました。

平成 27 (2015) 年に開催された「北京+20」(第 59 回国連婦人の地位委員会) では、「第 4 回世界女性会議 20 周年における政治宣言等」が採択されました。

また、平成 27 (2015) 年に、国連において採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」全体の実施において「ジェンダーの視点をシステムチックに主流化していくことは不可欠である」としています。

しかしながら、「世界経済フォーラム報告書 2022」で発表されたわが国のジェンダー・ギャップ指数 (GGI) は 146 カ国中の 116 位となっています。分野毎に見てみると「教育」1 位、「健康」63 位、「経済」121 位、「政治」139 位と「教育」・「健康」分野においては高い順位となっているのに比べ、「経済」・「政治」分野では低い順位となっており、取り組みのさらなる強化が求められています。

#### ◆SDGs17 の項目

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## (2) 国の動き

わが国においては、昭和 50（1975）年の「国際婦人年」を契機に男女共同参画に関する国内の法律や制度の整備が進められ、昭和 60（1985）年に「女子差別撤廃条約」を批准し、翌年に「男女雇用機会均等法」が施行されました。なお、平成 11（1999）年に国連で採択された「女子差別撤廃条約」を補完する「女子差別撤廃条約の選択議定書」については、慎重・真剣な検討を進められています。

平成 28（2016）年に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が完全施行され、女性を取り巻く社会環境は大きな変化を遂げています。なお、この法律は 10 年間の時限立法となっています。

また、平成 30（2018）年には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、衆議院及び参議院並びに地方議会の選挙において、男女の候補者の数をできる限り均等にすることを目指すこと等を基本原則とし、取り組みを進めていくことが定められました。

令和 2（2020）年には、「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定され、目指すべき社会像として、「あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会」が新たに掲げられ「ジェンダー主流化」の視点が提示されました。

令和 4（2022）年の「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022」では、女性が直面する課題を一つ一つ解決し、令和の時代において女性が経済的に自立して生きられる社会を実現する必要があることから「新しい資本主義」の中核に「女性の経済的な自立」を掲げました。

## (3) 長崎県の動き

県では、平成 2（1990）年に「2001 ながさき女性プラン」を、平成 15（2003）年には「長崎県男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。

令和 3（2021）年 3 月には、「第 4 次長崎県男女共同参画基本計画～ながさき“輝き”プラン 2025～」が策定され、「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」の 5 つを基本理念に掲げて、「ひとりひとりが豊かな人生を送ることのできる社会づくりを目指します」としています。

また、前計画に引き続き「あらゆる分野における女性の参画拡大」を基本目標のトップに掲げ、審議会等の委員への女性の参画促進や県管理職等への女性の登用推進、「ながさき女性活躍推進会議」などを通じた企業等における女性の参画促進などに努める方針です。



#### (4) 佐世保市の動き

本市では、平成 30（2018）年 3 月に「第 3 次佐世保市男女共同参画計画」を策定し、その施策として、「女性活躍応援宣言登録制度」を創設し、事業主が女性活躍についての取り組みを宣言することで女性が働き続けることができる職場環境づくりを進めています。

平成 30（2018）年には、市長自ら「イクボス宣言」をし、続いて各部局長も宣言を行い市内における「イクボス」への取り組みを推進しています。

また、男女共同参画推進センター「スピカ」を活動拠点として、インスタグラムの開設による情報提供や様々な啓発などを行い、最近ではオンラインを活用する新たな方法での事業展開を進めているところです。

さらに「させぼ女性活躍推進協議会」（平成 30（2018）年度に名称変更）において民間や大学と、また連携中枢都市として西九州広域都市圏の市町と連携し、男女共同参画及び女性活躍についての啓発を進めています。

女性の抱える問題が増加していることを鑑み、女性相談室の周知に努めました。加えて、生理の貧困に対する支援を行っているところです。

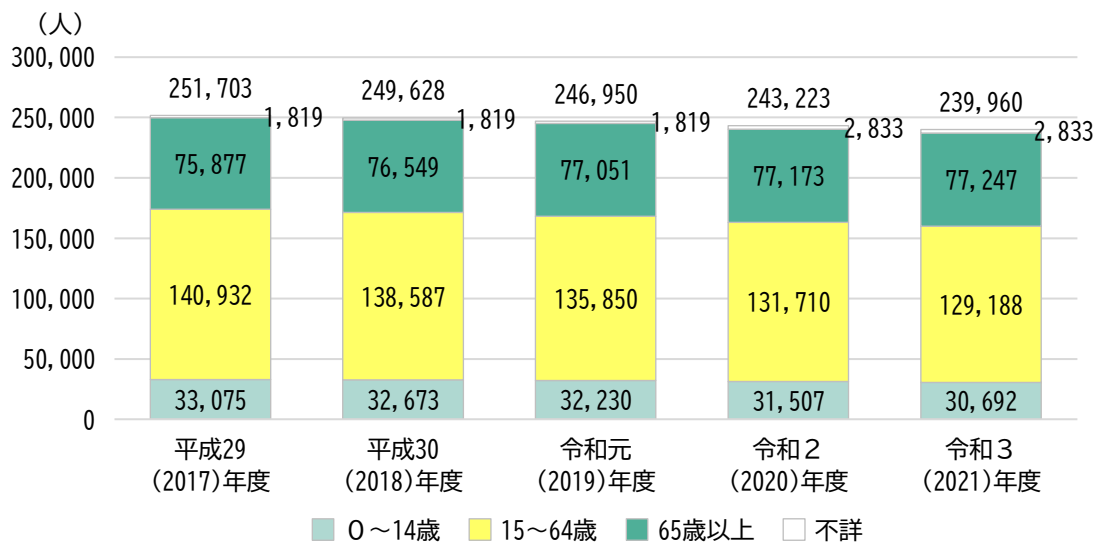
## 第2章 佐世保市の男女共同参画の現状

### 1. 統計からみる現状

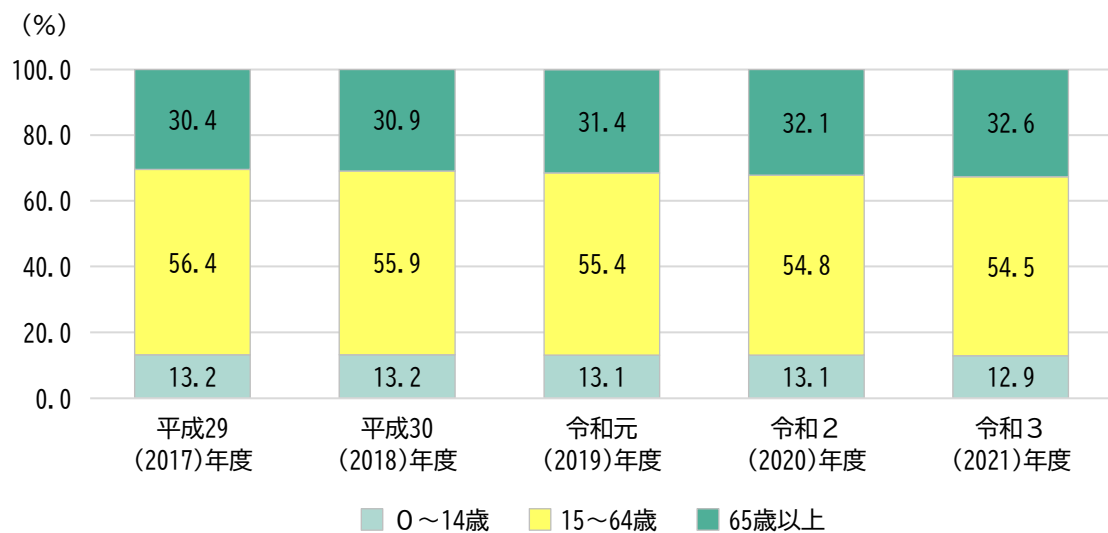
#### (1) 人口・人口動態

本市の令和3（2021）年度の人口は239,960人で、平成29（2017）年度以降も減少傾向にあります。年齢3区分別人口割合をみると、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口の割合が減少しており、65歳以上の高齢人口が増加しています。

#### ・年齢3区分別人口の推移



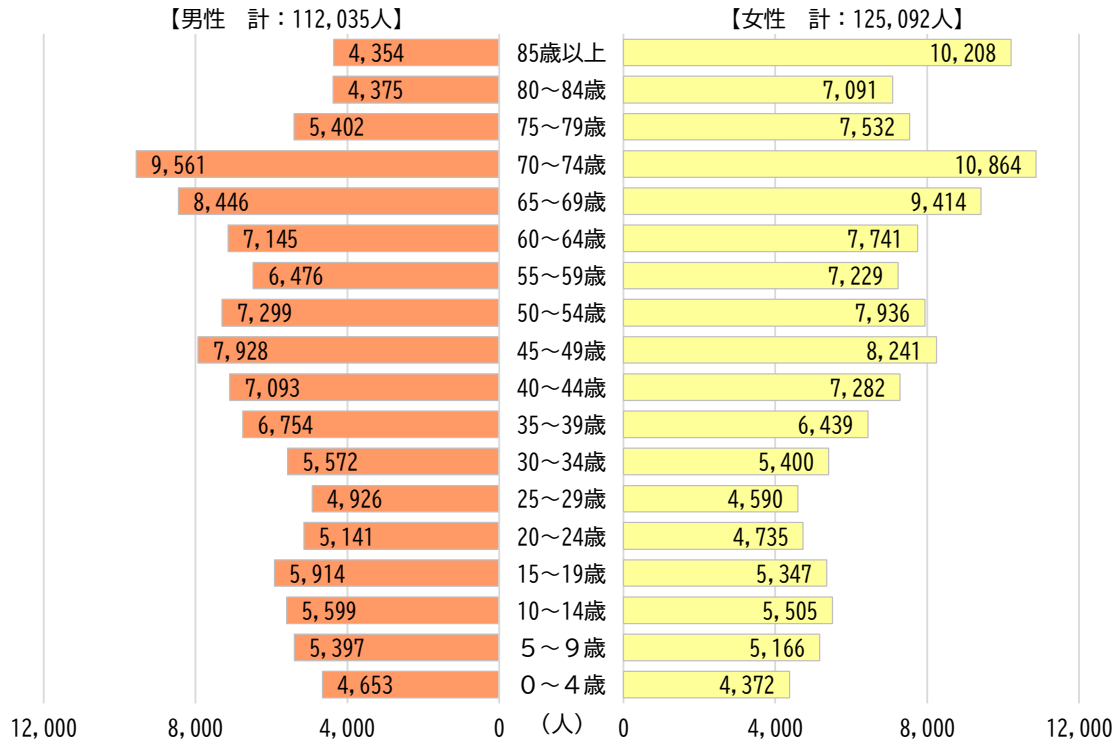
#### ・年齢3区分別人口割合の推移



資料：年齢別市町別推計人口（各年10月1日）

本市の人口ピラミッドをみると、男性・女性とも70～74歳の年齢層が大きくなっています。また、35～39歳以下の各世代では、男性の方が人口が多く、一方で、40歳以上の各世代では女性の人口が多くなっています。

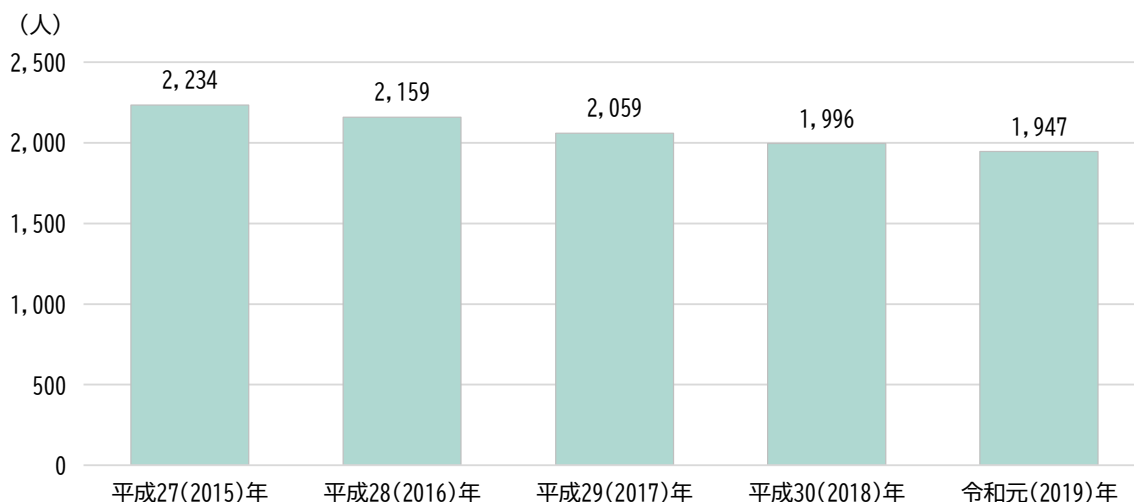
・人口ピラミッド



資料：年齢別市町別推計人口（令和3（2021）年10月時点）

本市の出生数は、平成 27（2015）年から令和元（2019）年にかけて 287 人減少しています。

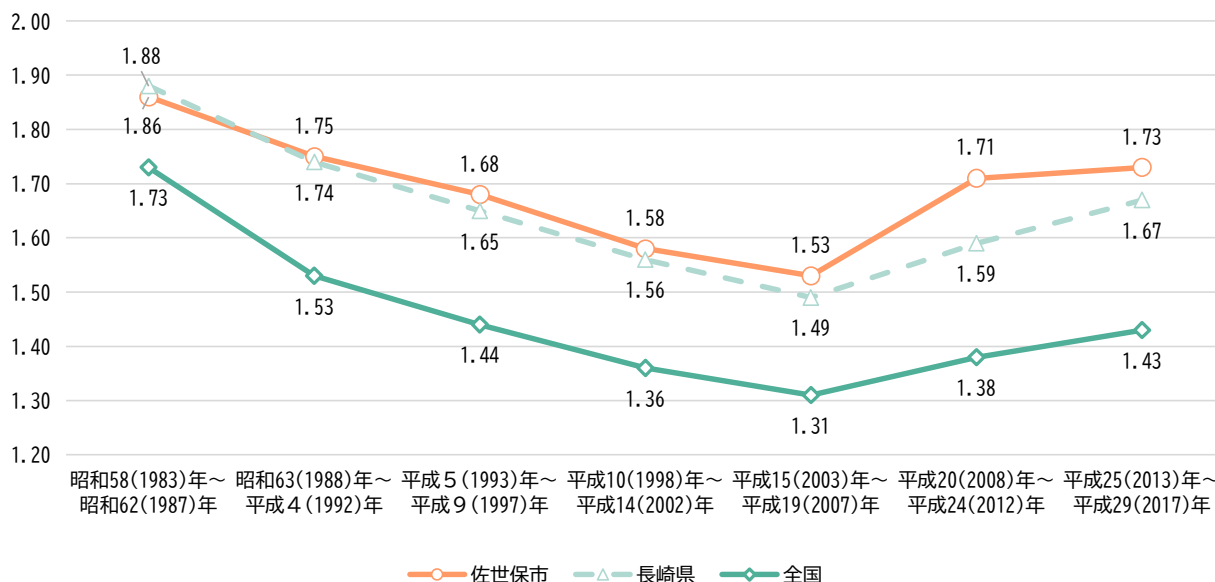
・出生数の推移



資料：令和 2（2020）年版佐世保市の保健福祉（統計資料編）

本市の合計特殊出生率は、昭和 58（1983）年から減少していましたが、平成 20（2008）年～平成 29（2017）年にかけて上昇しています。県・全国と比較すると、直近の上り幅は 0.02 ポイントと小さくなっています。

・合計特殊出生率の推移

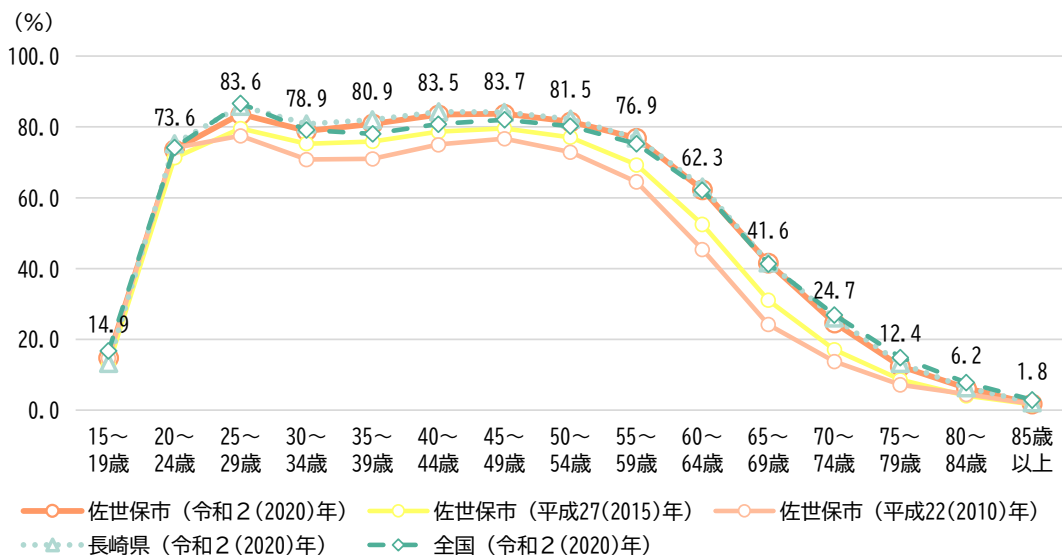


資料：厚生労働省「人口動態統計特殊報告（人口動態保健所・市区町村別統計）」

## (2) 雇用・就労状況

本市の女性の労働力率を年齢別にみると、令和2（2020）年の推移は、20歳代後半では、83.6%ですが、30歳代では低くなり、再び40歳代では増加し、50歳代以降は再び減少しています。平成22（2010）年、平成27（2015）年と比較してみると、就業率がすべての世代で上回っており、女性の社会進出が進展している様子がうかがえます。

### ・女性の労働力率の推移

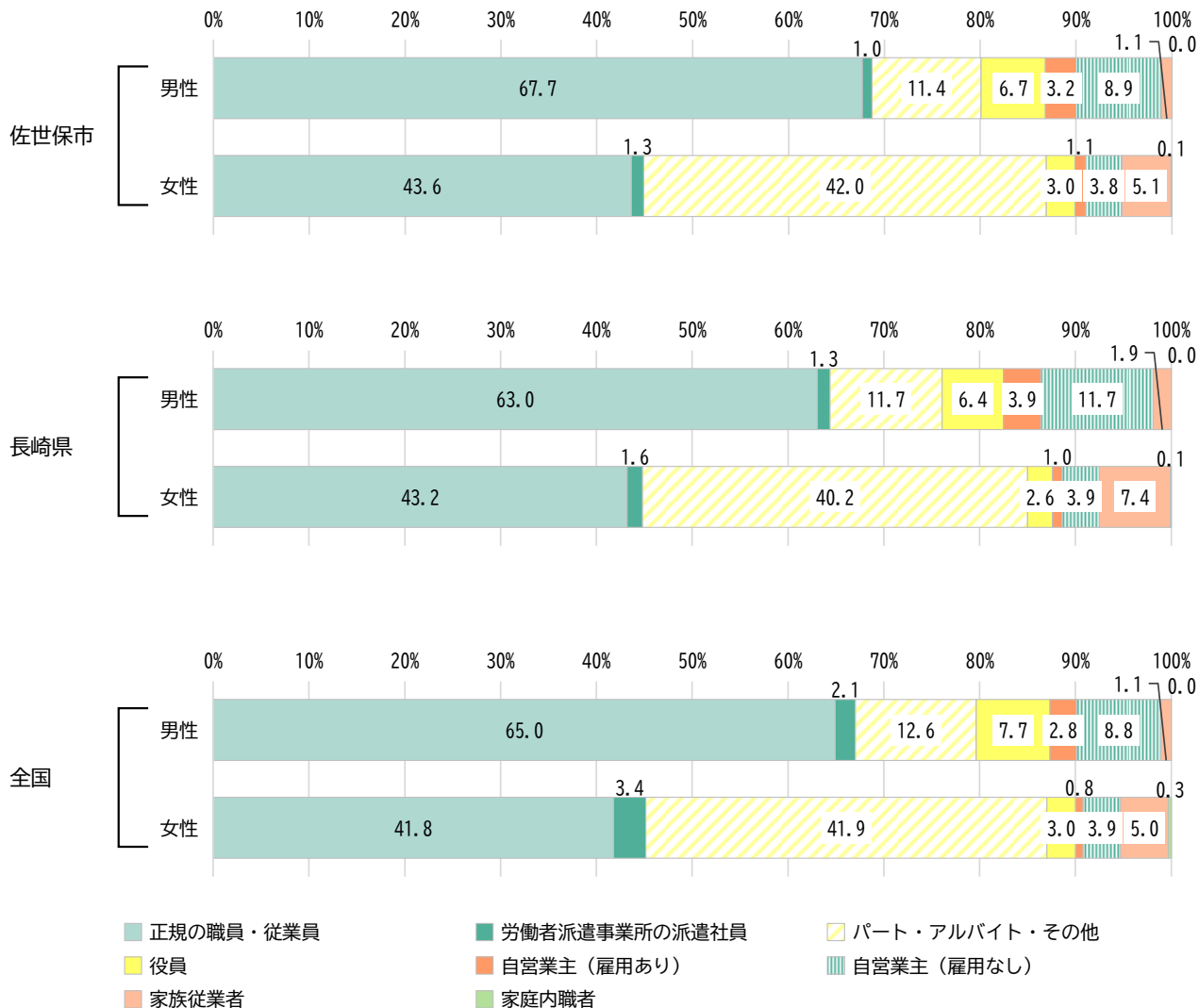


	佐世保市 (平成22 (2010)年)	佐世保市 (平成27 (2015)年)	佐世保市 (令和2 (2020)年)	長崎県 (令和2 (2020)年)	全国 (令和2 (2020)年)
15~19歳	14.7	12.8	14.9	13.3	16.8
20~24歳	74.1	71.3	73.6	75.3	74.2
25~29歳	77.5	79.6	83.6	85.9	86.6
30~34歳	70.8	75.3	78.9	80.9	79.1
35~39歳	71.0	75.9	80.9	82.1	78.1
40~44歳	75.0	78.7	83.5	84.3	80.8
45~49歳	76.7	79.6	83.7	84.2	82.0
50~54歳	72.9	77.1	81.5	82.2	80.2
55~59歳	64.5	69.3	76.9	76.9	75.3
60~64歳	45.4	52.5	62.3	63.1	62.2
65~69歳	24.2	31.1	41.6	41.7	41.3
70~74歳	13.8	17.1	24.7	26.1	26.9
75~79歳	7.2	8.6	12.4	13.3	14.9
80~84歳	4.5	4.1	6.2	6.4	7.8
85歳以上	1.8	1.6	1.8	2.2	2.9

資料：総務省「国勢調査」

本市の雇用者における従業上の地位の状況をみると、男性・女性とも正規の職員・従業員の割合が県・全国より高くなっています。女性は、正規の職員・従業員の割合とパート・アルバイト・その他の割合がほぼ同じ割合となっています。

・従業上の地位の状況

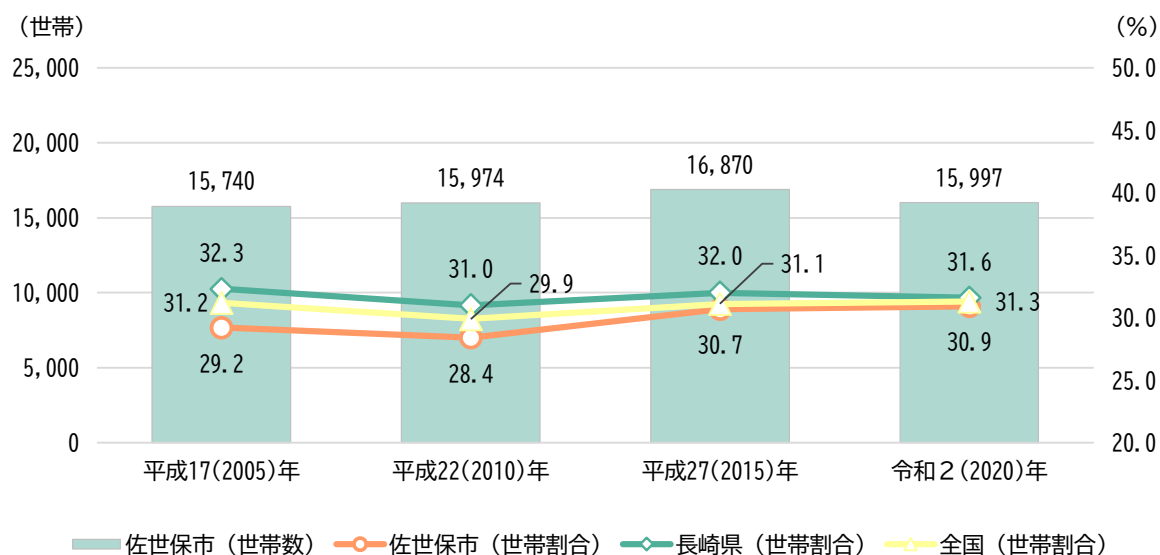


資料：総務省「国勢調査」（令和2（2020）年）

本市の子どもがいる夫婦の共働き世帯数をみると、平成17（2005）年と比べると平成27（2015）年は1,130世帯増加しています。その後、令和2（2020）年には、873世帯減少し、15,997世帯となっています。

また、子どもがいる夫婦の共働き世帯割合をみると、県や全国よりも低くなっていますが、平成27（2015）年から令和2（2020）年にかけて、約0.2ポイント上昇しています。

・子どもがいる夫婦の共働き世帯の推移



資料：総務省「国勢調査」

### (3) 政策・方針決定過程の場

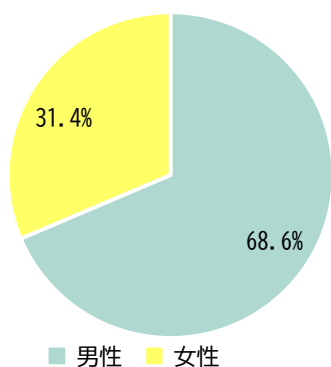
本市の令和3（2021）年度の審議会等の女性の登用状況をみると、女性の割合は27.5%、男性の割合は72.5%と差がある状況となっています。

令和4（2022）年の市議会議員に占める女性の割合は、6.0%で総数31人のうち、女性は2人となっています。

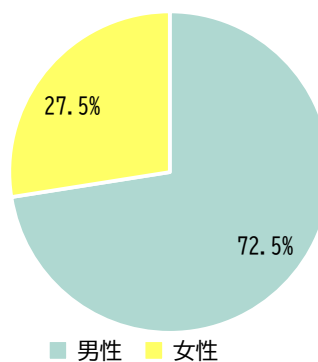
管理職等の女性の登用状況をみると、女性の管理職の割合はすべての階級において、平成29（2017）年より上回っており、特に課長補佐・係長級の役職者における女性の割合は、令和4（2022）年が29.0%と、平成29（2017）年よりも9.8ポイント高くなっています。

#### ・ 審議会等の女性の登用状況

平成28(2016)年度



令和3(2021)年度



#### ・ 市議会議員に占める女性の割合

(単位：人・%)

	総数	男性	女性	女性の割合
平成29年	32	31	1	3.1
令和4年	31	29	2	6.5

#### ・ 市の管理職等における女性の登用状況

(単位：人・%)

	平成29(2017)年				令和4(2022)年			
	総数	男性	女性	女性の割合	総数	男性	女性	女性の割合
職員全体	2,487	1,879	608	24.4	2,461	1,831	630	25.6
合計	680	569	111	16.3	1,280	946	334	26.1
部長級・課長級	228	204	24	10.5	212	188	24	11.3
部長級	28	26	2	7.1	25	22	3	12.0
次長・課長級	200	178	22	11.0	187	166	21	11.2
課長補佐・係長級	452	365	87	19.2	1,068	758	310	29.0

資料：佐世保市（令和4（2022）年4月1日時点）



## 2. アンケート結果からみる現状

本調査は、「第4次佐世保市男女共同参画計画」の策定にあたり、市民や事業所の皆様から男女共同参画に関する意見をうかがい、今後の男女共同参画施策に反映させることを目的として実施しました。調査概要及び結果は以下の通りです。

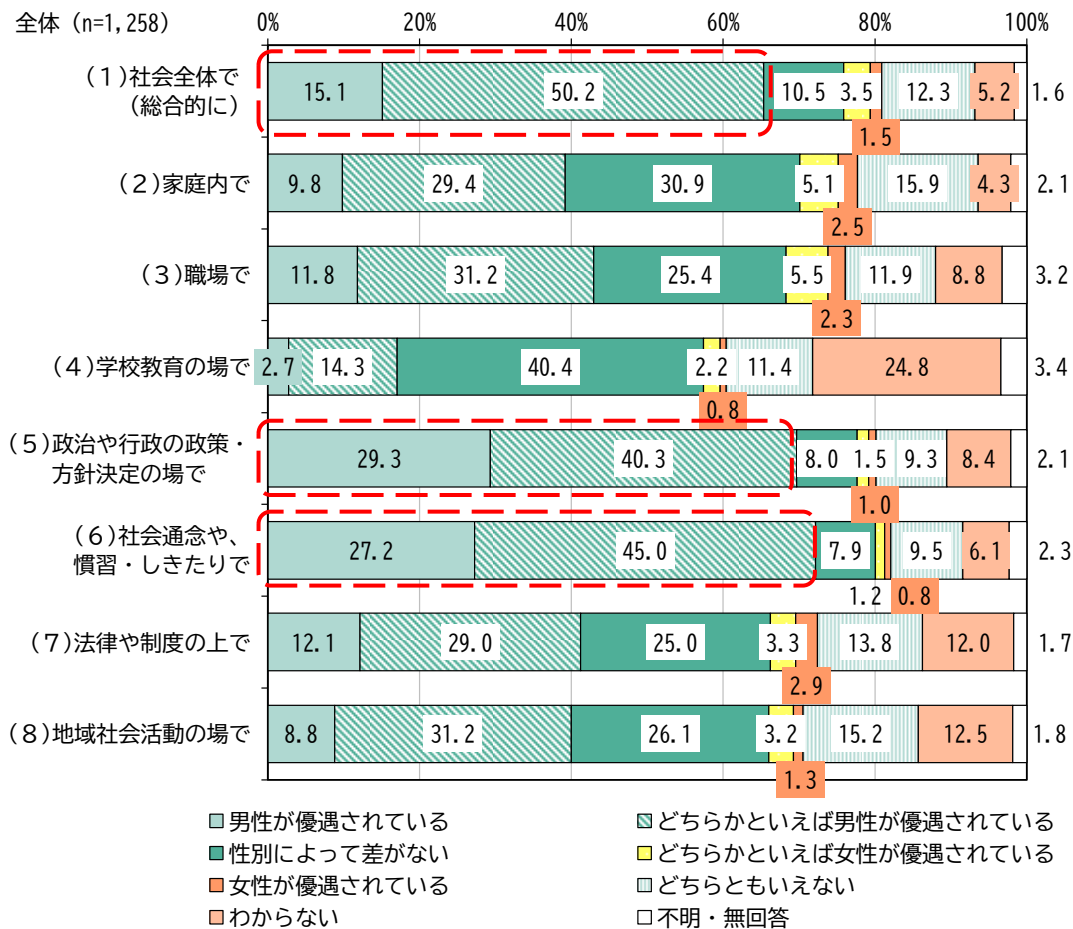
項目	市民意識調査	事業所実態調査
調査対象者	市内在住の20～69歳の方 (無作為抽出)	厚生労働省「女性の活躍推進企業」データベースに登録している市内事業所及び国税庁法人番号登録サイトより市内事業所を無作為抽出
調査期間	令和4(2022)年4月27日(水)～5月13日(金)	
調査方法	郵送配布・郵送回収による本人記入方式 又は調査票に記載したQRコードからweb回答	
配布数	3,000件	500件
有効回収数	1,258件	92件
有効回収率	41.9%	18.4%

# (1) 市民意識調査

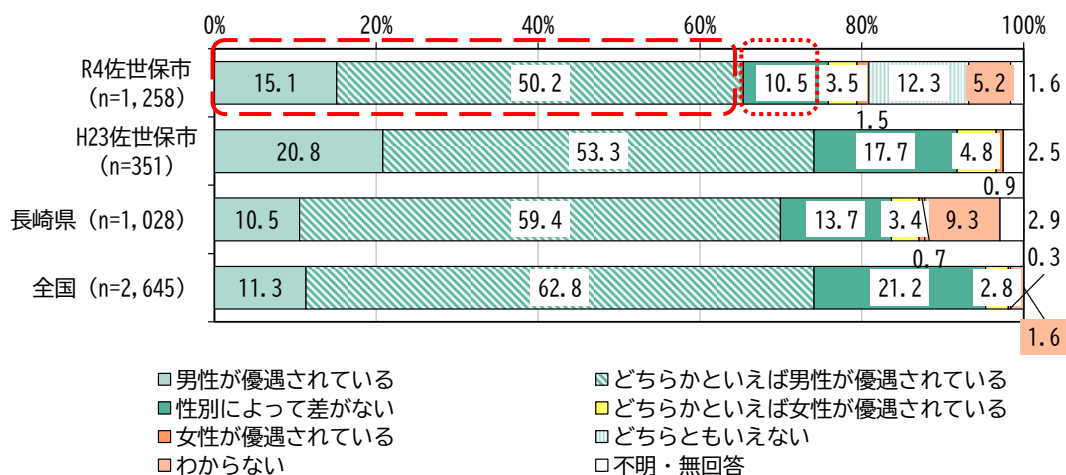
## ●男女の地位の平等感について

男女の地位の平等感についてみると、【(1) 社会全体で (総合的に)】【(5) 政治や行政の政策・方針決定の場で】【(6) 社会通念や、慣習・しきたりで】では『男性優遇』(「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計)が6割以上と高くなっています。

【(1) 社会全体で (総合的に)】について、全国・長崎県・前々回 (H23) 結果と比較すると、『男性優遇』は全国、長崎県、前々回結果より低くなっています。また、「性別によって差がない」《全国・長崎県:「平等 (である)」以下同》は全国、長崎県、前々回結果より低くなっています。



### 【全国・長崎県・前々回比較】



※前回調査において、選択肢の表現が同一ではなかったため、前々回 (H23 実施) 調査と比較をしています。

●コロナ禍における生活について

コロナ禍における生活についてみると、全体では「人とのつながりが希薄になった」が54.4%と最も高く、次いで「家族との時間が増えた」が23.3%となっています。

男女別にみると、男女とも「人とのつながりが希薄になった」が最も高くなっています。

「収入が減った」、「退職や休業など変化があった」の割合の合計が全体の3割以上あり、仕事面においても、新型コロナウイルス感染症による生活への影響があったことがうかがえます。

単位：%		退職や休業など就業面で変化があった	仕事量が増えた	収入が減った	収入が増えた	心身に不調をきたした	人とのつながりが希薄になった	DV（ドメスティック・バイオレンス）の被害を受けた（頻度が増えた）	家族との時間が増えた	自己啓発をすることができた	生理用品の購入を控えた	生理用品以外の購入を控えた	その他	特になし	わからない	不明・無回答
全体 (n=1,258)		13.1	11.7	20.1	0.8	14.8	54.4	0.2	23.3	6.2	0.2	2.7	6.4	16.9	1.7	1.5
性別	男性 (n=532)	13.9	11.5	24.8	0.8	13.2	51.1	0.0	21.6	8.1	0.0	1.1	4.9	17.5	2.3	2.4
	女性 (n=701)	12.3	12.0	16.3	0.9	16.1	56.9	0.4	24.5	5.0	0.3	3.9	7.7	16.4	1.3	0.7

●女性が活躍するために市が力を入れていくことについて

女性活躍推進・男女共同参画社会の実現のために、佐世保市が力を入れていくべきことについてみると、全体では「子育てや介護の負担を軽くするため、それぞれに関する施設や制度を充実させる」が47.5%と最も高く、次いで「長時間労働の見直しなど、仕事以外の時間を確保できるような取り組みを進める」が31.7%となっています。

男女別にみると、男女とも「子育てや介護の負担を軽くするため、それぞれに関する施設や制度を充実させる」が最も高くなっています。

また、「小さい頃から学校で女性活躍や男女共同参画を促し、ライフプランを描けるための意識啓発を行う」と回答した女性の割合が高くなっています。

単位：%		共同参画の意識啓発を行う	地域や企業に対し、様々な機会を利用して女性活躍や男女共同参画の意識啓発を行う	小さい頃から学校で女性活躍や男女共同参画を促し、ライフプランを描けるための意識啓発を行う	用する	佐世保市の各種審議会、委員会などへ女性の委員を多く登用する	啓発を行う	男性生活へ参画するよう意識啓発を行う	参画や就労を継続するための意識啓発を行う	女性に対する積極的な意識啓発を行う	設や制度を充実させる	子育てや介護の負担を軽くするための施設	くりに進める	ボランティアなどの地域活動に参加しやすいような環境づくりに進める	長時間労働の見直しなど、仕事以外の時間を確保できるような取り組みを進める	問題に対する相談体制を充実させる	子育てや介護、地域活動、仕事と家庭の両立など様々な課題を進める	女性の活動を支援するネットワークなどの組織づくり	セクハラやDVの根絶と被害者に対する支援を充実させる	休業等への周知を図る	その他	不明・無回答
全体 (n=1,258)		20.6	28.4	19.1	19.2	7.6	47.5	5.2	31.7	21.1	8.3	9.0	17.2	2.6	5.7							
性別	男性 (n=532)	25.4	21.8	21.6	14.3	7.7	41.7	5.3	32.9	20.5	8.3	12.0	16.4	4.9	6.4							
	女性 (n=701)	17.1	33.7	17.1	23.1	7.3	52.1	5.0	30.7	22.0	8.3	6.6	17.5	1.0	5.0							

## (2) 事業所実態調査 (結果抜粋)

### ●管理職者数

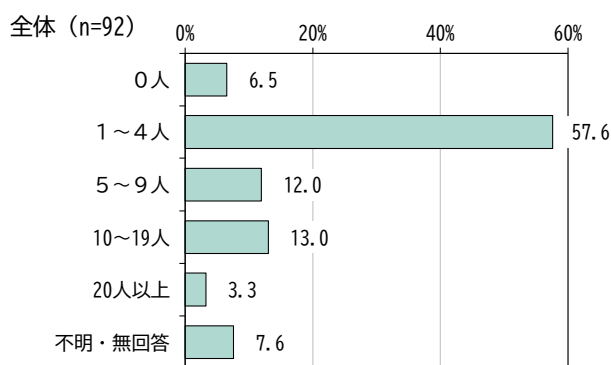
事業所における管理職の合計人数についてみると、「1～4人」が 57.6%と最も高く、次いで「10～19人」が 13.0%となっています。

うち、女性管理職の人数についてみると、「0人」が 40.2%と最も高く、次いで「1～4人」が 39.1%となっています。

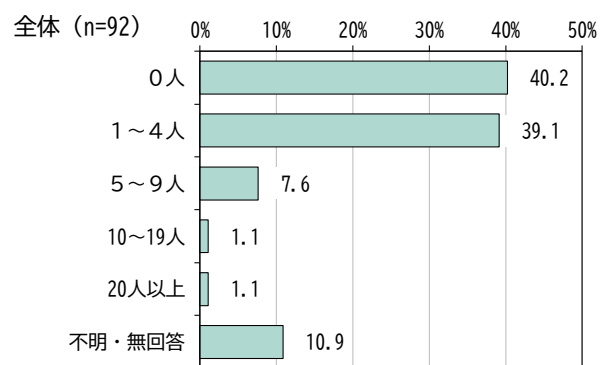
女性管理職比率※ についてみると、「0%」が 41.3%と最も高く、次いで「60%未満」が 13.0%となっています。

前回結果と比較すると、女性管理職比率の平均は 9.6 ポイント増加しています。

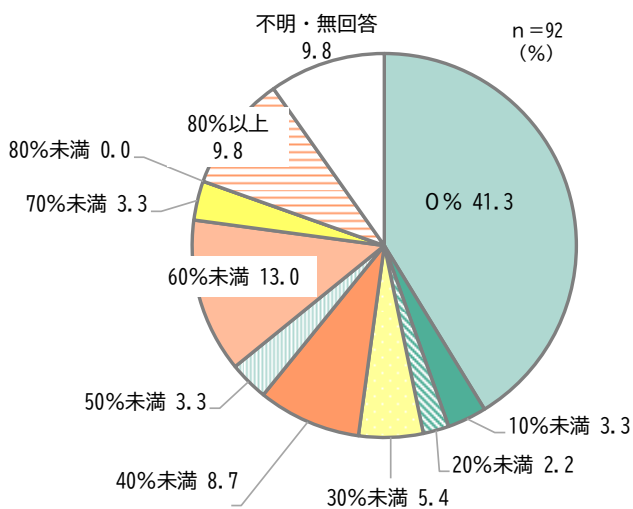
【管理職 合計人数】



【うち、女性管理職】



【女性管理職比率】



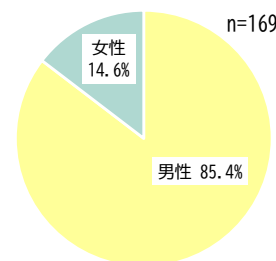
### 《参考》

【事業所における管理職総数と管理職比率の平均】

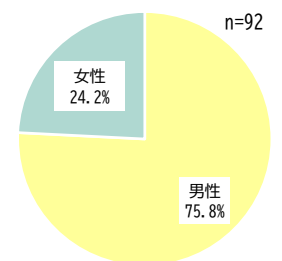
単位：人 (%)

	平成 28 (2016) 年 (前回) 結果 (n=169)	令和 4 (2022) 年 (今回) 結果 (n=92)
男性	1,912 (85.4)	336 (75.8)
女性	327 (14.6)	107 (24.2)
男女計	2,239 (100.0)	443 (100.0)

平成28 (2016) 年 結果



令和4 (2022) 年 結果



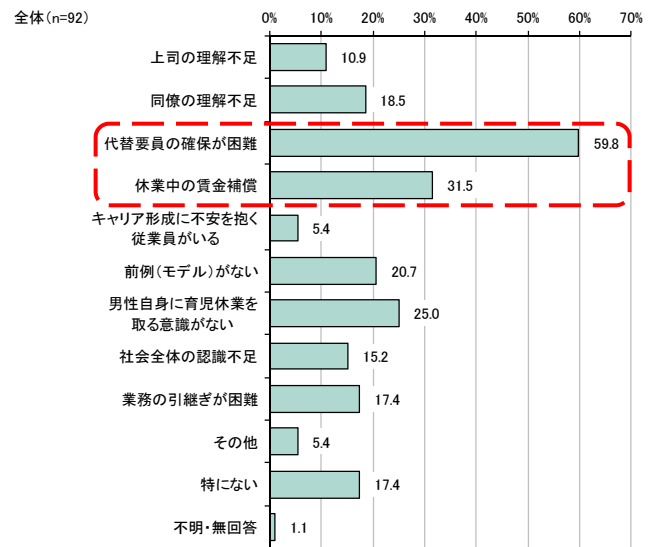
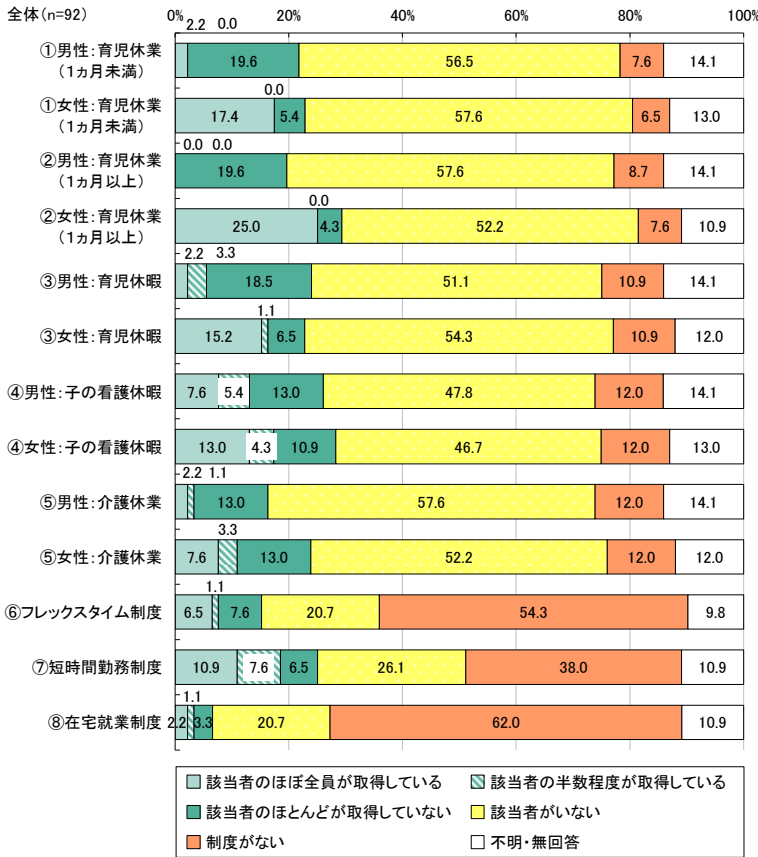
※女性管理職比率：女性管理職数を管理職合計人数で割った割合

●ワーク・ライフ・バランス

休暇制度・勤務制度の取得状況についてみると、【⑥フレックスタイム制度】【⑦短時間勤務制度】【⑧在宅就業制度】では「制度がない」、その他の項目では「該当者がいない」が最も高くなっています。

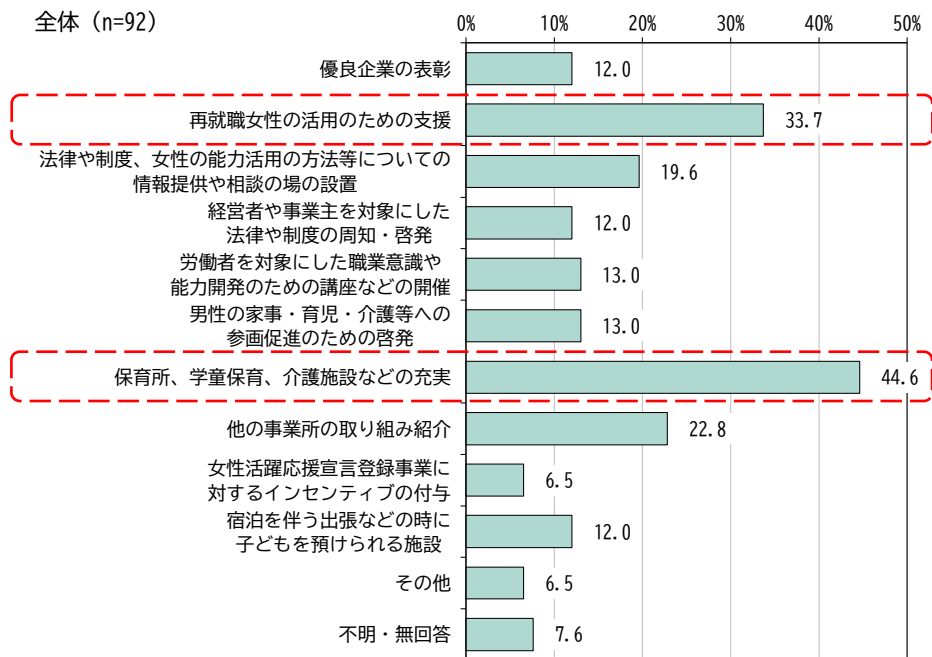
女性では【①育児休業（1ヵ月未満）】【②育児休業（1ヵ月以上）】【③育児休暇】【④子の看護休暇】で「該当者のほぼ全員が取得している」が高くなっているのに対し、男性では同じ項目で「該当者のほとんどが取得していない」が高くなっています。

また、男性従業員が育児休業を取得するにあたっての課題についてみると、「代替要員の確保が困難」が59.8%と最も高く、次いで「休業中の賃金補償」が31.5%となっています。



●佐世保市の女性の活躍について

女性社員の活用を図るために、今後、佐世保市に対して望むことについてみると、「保育所、学童保育、介護施設などの充実」が44.6%と最も高く、次いで「再就職女性の活用のための支援」が33.7%となっています。



## 第3章 第3次計画（前計画）の総括

### 1. 前計画が終了するにあたっての総括

#### （1）ジェンダー平等に対する意識が女性の社会進出の実態に伴っていない

##### ●性別役割分担意識（ジェンダー・バイアス）の解消に向けて、一層の取り組みが必要

第2章の現状で示したように、令和2（2020）年の本市の状況をみると、女性の各年代において年々就業率が上がり、女性の社会進出が進展しており、市民意識調査の「男女の地位の平等感について」でも「男性が優遇」と回答した割合が減少傾向と、一見、効果が出てきたようにも見えます。

しかしながら、「どちらともいえない」・「わからない」との回答が増えたとともに、「性別によって差がない」と回答した割合は国や県の結果より低い等、まだまだジェンダー平等に対する意識が女性の社会進出の実態に伴っていないことが見てとれます。

加えて、次の項目で示すとおり前計画の数値目標の達成状況でも、附属機関の委員や一般行政職の管理職、地区自治協議会役員に占める女性の割合について、目標を達成できておらず、慣例による評価や社会構造など、それらに影響を与えている性別役割分担意識（ジェンダー・バイアス）の解消に向けて、一層の取り組みが必要と考えられます。

#### （2）コロナ禍での啓発活動が停滞した面がみられた

##### ●実施方法の検討・工夫と量より質への転換を図る

前計画5年間のうち3年間は、新型コロナウイルス感染症の拡大により計画通りに事業を実施することが困難となるなど、セミナー等の参加者数を目標値とした事業の評価に影響を与えました。今後は、社会情勢も加味し、インターネットの活用による実施方法の検討・工夫もさることながら、啓発事業について量より質への転換を図る必要があります。

#### （3）子育て支援の環境づくりに一定の成果が図られた

##### ●子育て分野のみでなく、誰もが能力を発揮し多様な働き方ができる環境づくりの拡大を図る

放課後児童クラブの設置や保育園の待機児童ゼロ、病児保育事業など、着実に目標を達成した事業もあり、子育て中の人々が社会で活躍できる環境づくりについては一定の成果を上げ、上記（1）の女性の社会進出にも寄与していると思われます。今後は子育て分野のみでなく、誰もが能力を発揮し多様な働き方ができる環境づくりの拡大に向けた成果をあげる必要があります。



## 2. 前計画の評価と数値目標の達成状況

前計画では、3つの基本目標に沿って、数値目標を定めて計画の着実な推進を目指すとともに、男女共同参画社会の実現に向け取り組んできました。本計画策定にあたっては、各課題に基づく施策・事業の進捗状況について庁内評価を行っています。以下は、前計画期間に取り組んできたことと、前計画で定めた数値目標に対する目標値の達成状況を掲載しています。

### 基本目標Ⅰ 男女がともに活躍できる社会づくり

#### 【取り組み】

担当課	内容
総務課	◆ 関連団体等への推薦依頼時に、女性委員の推薦への配慮を依頼している。 また、女性団体登録制度を活用している。
職員課	◆ 人事評価の結果等をもとに、女性職員の管理職登用を行った。 女性職員がキャリアアップできるよう研修機関への派遣を実施。 自治大学校への派遣（平成30（2018）年度2名、令和元（2019）年度1名） 市町村アカデミー等への派遣（平成30（2018）年度7名、令和元（2019）年度8名、令和2（2020）年度1名、令和4（2022）年度5名※現時点）
人権男女共同参画課	◆ 事業所へ出向き、女性活躍について事業内容の説明や案内を実施している。 令和4（2022）年度8月末時点での女性活躍応援宣言登録事業所数は累計183事業所。登録から3年程度経っている事業所へのアンケート実施。
商工労働課	◆ 独自の求人及びハローワークと連携し、させぼお仕事情報プラザにおいて、女性の求職者に対して就職あっせんを行った。 （平成30（2018）年度99人、令和元（2019）年度100人、令和2（2020）年度68人、令和3（2021）年度66人、令和4（2022）年度見込55人）
コミュニティ・協働推進課	◆ 27地区の地区自治協議会役員のうち、女性が占める割合で最も多い地区は21.0%となっているが、0人の地区も3地区ある等、地区によっても状況は違っている。
保育幼稚園課	◆ 市内乳幼児施設において延長保育、一時預かり、障がい児保育等を実施した。 また、市内5か所の小児科で病児保育を実施するとともに、令和3（2021）年度からは連携市町内の病児・病後児保育室の相互利用を開始した。
子ども政策課	◆ 放課後児童クラブの設置を推進した。73クラブ（目標値は達成されている）



【数値目標】

	項目	実績値 【平成 28 (2016) 年度】	目標値 【令和 4 (2022) 年度】	計画最終 年度現状値 見込み	評価
1	附属機関の女性委員 比率 * 1	31.4%	40.0%	27.3%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取り組みの成果が表れず、女性委員の割合が横ばいとなっている。</li> <li>・また、国・県については女性の登用率は 40.0%近くとなっているのに対し、本市は 30.0%に満たない低い数字となっている。</li> </ul>
2	一般行政職の管理職 (課長以上) に占める女性の割合	7.3%	10.0%	9.0%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 4 (2022) 年 4 月時点で一般行政職の管理職(課長以上)の女性の割合は 9.0%であり、目標達成に近い数値となっているものの、平成 30 (2018) 年 4 月時点の 8.3%からほぼ横ばいとなっている。</li> <li>・平成 28 (2016) 年度の実績値からすると 1.7%増加しているが、県(令和 2 (2020) 年:13.4%)と比較すると低い数字である。</li> </ul>
3	女性活躍応援宣言登録事業所数(累計)	82 か所	200 か所	200 か所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所アンケートでは、各事業所とも宣言内容に基づいた取り組みをしており、職場環境の改善等に繋がっている。目標年度(令和 4 (2022) 年度)に目標値である 200 か所を達成する見込みである。</li> </ul>
4	「させばお仕事情報プラザ」における就業あっせん者数(各年) 平成 29 (2017) 年から実施		120 人	55 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の就職あっせんを行うことはできたが、令和元(2019)年以降、コロナの影響により相談件数が減少しており、各年の目標値である 120 人を達成することはできなかった。</li> </ul>
5	地区自治協議会役員に占める女性の割合 * 2	11.8%	↑	14.7%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 28 (2016) 年度と比べ女性の割合は伸びているが、横ばいとなっている。今後も市から意識啓発が必要である。</li> </ul>
6	保育所待機児童数(4月1日現在)	0 人	0 人 (令和元(2019)年時点)	0 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症対応として、臨時休業や利用制限を行う場合があった。保育所待機児童数については、現在も 0 人と目標を達成できている。</li> </ul>
7	病児保育事業実施か所数	5 か所	5 か所 (令和元(2019)年時点)	5 か所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症対応として、臨時休業や利用制限を行う場合があった。病児保育実施か所数については、5 か所で目標は達成できている。</li> </ul>
8	放課後児童クラブ開設数	57 か所	73 か所 (令和元(2019)年時点)	73 か所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な地域に設置済ではあるが、一部定員が不足している地域がある。</li> </ul>

\* 1 附属機関の女性委員比率は、国、地方公共団体及び本市の職員を除く。

\* 2 上昇を目標として、目標値は設定していない。

## 基本目標Ⅱ 男女がともに安全・安心に暮らせる社会づくり

### 【取り組み】

担当課	内 容
人権男女共同参画課	◆DV防止の出前講座や広報（8月号：女性の人権、2月号：DV）での情報発信を実施。市内の学校においてデートDV防止出前授業を実施し、平均9.5回と毎年、ほぼ目標値を達成している。
子ども保健課	◆妊婦相談（母子健康手帳交付）の実施（1,752人）。 ◆初めて父親になる方に対して、父子手帳を交付（686人）。 ◆プレパパ学級（両親学級）の実施（105人、うち父のみ53人）。 ◆特定及び一般不妊治療費の助成を実施。

### 【数値目標】

	項目	実績値 【平成28 (2016)年度】	目標値 【令和4 (2022)年度】	計画最終 年度現状値 見込み	評価
9	DV防止講座の実施回数	10回	10回	10回	・講座を受けた方たちから高い評価を受けている。また、市内中学校でのデートDV予防講座については、今後も継続して実施したい。
10	乳児家庭全戸訪問実施率	94.1%	100% (令和元(2019)年時点)	90.0%	・コロナ禍が拡大している令和2・3(2020・2021)年度については目標値に対し9割を切っている。今後は、短い時間でも訪問を実施するなど、工夫が必要と思われる。

## 基本目標Ⅲ 男女がともに参画する基盤づくり

### 【取り組み】

担当課	内 容
人権男女共同参画課	<p>◆ 図書の貸出やInstagramでの情報提供を行い、男女共同参画に関するセミナーを実施。貸室については男女共同参画に関する利用（目的利用）とそれ以外（目的外利用）での利用があった。                      （平成 30 年（2018）度から令和 3（2021）年度までのセミナー等への参加平均人数は、1,400 人）</p>

### 【数値目標】

	項目	実績値 【平成 28 (2016) 年度】	目標値 【令和 4 (2022) 年度】	計画最終 年度現状値 見込み	評価
11	「スピカ」で実施するセミナー、講演会等の参加者数	2,151 人	2,200 人	1,200 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>大きなイベントがあった年度は参加人数が増えた一方、新型コロナウイルス感染症の影響によりセミナーや講演会の実施が中止となる等、計画期間年度の平均参加者数が 1,400 人と目標値を大きく下回っている。今後は、参加者数を目標とするイベントから社会情勢や地域課題を見据えたテーマ設定やターゲットを絞った企画を行うなど量から質へ転換する必要がある。</li> </ul>
12	男女平等になっていると感じる人の割合	21.0%	30.0%	参考値 10.5%	<ul style="list-style-type: none"> <li>指標としていた「まちづくり市民アンケート調査」の実施方針を変更したため、今回行った「男女共同参画に関する市民アンケート」の結果を記載。選択肢が異なっているため、参考値としている。今後は、比較できる選択肢を設け、計画の最終年度に実施するアンケートによって、その成果を計るものとした。</li> </ul>

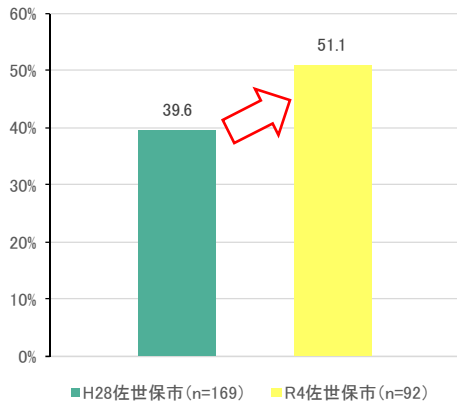
## 【重点項目】

第3次計画（前計画）では、以下2つを重点項目として設定しました。今回、第4次計画策定にあたり、アンケート調査結果でみえた目標に対する達成度は以下の通りです。

### 重点項目①：女性が活躍できる機会や環境の整備

#### 【前計画の達成目標】

▶▶▶ 女性活躍のポジティブ・アクションに取り組んでいる事業所を 55.0%以上にする。



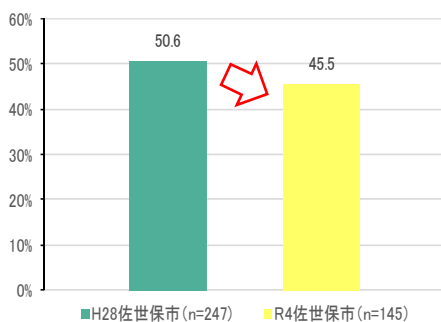
- 令和4（2022）年の女性活躍のポジティブ・アクションに取り組んでいる事業所は 51.1%となっています。
- 平成 28（2016）年の 39.6%から 11.5 ポイント増加しており、目標値の 55.0%には届いていませんが、改善傾向にあります。

※令和4（2022）年の調査では、「どのようなポジティブ・アクションに取り組んでいるか」という問に対して、回答があった件数で割合を算出しています。

### 重点項目②：仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

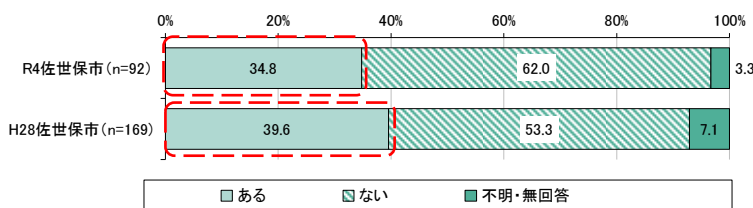
#### 【前計画の達成目標】

▶▶▶ 20～40 代の女性で、「妊娠・出産を機に退職・転職した」人の割合を 45.0%以下にする。



- 令和4（2022）年の「妊娠・出産を機に退職・転職した」人の割合は 45.5%となっています。
- 平成 28（2016）年の 50.6%から 5.1 ポイント減少しており、目標値の 45.0%には届いていませんが、改善傾向にあります。

▶▶▶ 残業時間削減に取り組む事業所を 50.0%以上にする。



- 令和4（2022）年の残業時間削減に取り組む事業所は 34.8%となっています。
- 平成 28（2016）年の 39.6%からやや減少しており、残業時間に対する改善はみられません。



## 第4章 計画の基本的な考え方

### 1. 目標と基本理念

#### 【目標】

(佐世保市男女共同参画によるまちづくり条例に基づき設定)

一人ひとりの個性や自主性が尊重され、誰もが対等に様々な場に参画し、その個性や能力を発揮し、ともに輝いて生きられる男女共同参画社会をめざします。

#### 【基本理念】

(佐世保市男女共同参画によるまちづくり条例 第3条)

##### (1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別によるいかなる権利侵害も受けないこと、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されること、男女間におけるあらゆる暴力が根絶されること、その他の男女の人権が尊重されること。

##### (2) 社会における制度または慣行についての配慮

社会における制度または慣行が、固定的な性別役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

##### (3) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、市における政策または事業者等における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が平等に確保できるよう配慮されること。

##### (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護、その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、学校、職場または地域での活動とを両立できるよう配慮されること。

##### (5) 生涯にわたる健康とライフスタイルの自己決定への配慮

男女が生涯にわたり安全な環境の下で健康な生活を営み、各個人が自己の人生のあり方（ライフスタイル）を自ら決定できるよう配慮されること。

##### (6) 国際的協調

男女共同参画の推進へ向けての取り組みが国際社会における取り組みと密接な関係を有していることに照らし、男女共同参画の推進は、国際的な協調の下に行われること。

## 2. 基本目標

男女共同参画の推進にあたっては、男女間の労働慣行、固定的な性別役割分担意識など、制度・慣行・意識の3つの要素が相互に影響を与える構造的な問題があると考えられます。また、長引く新型コロナウイルス感染症により、特に女性に対して就業から生活面について様々な形で深刻な影響を与えていることも考えられます。これらの課題に向き合い、ひとり親支援や再就職支援など女性が経済的に自立して生きられる社会とともに、誰もが生きやすい社会を実現する必要があります。以上を踏まえ、本計画では、以下の3つを基本目標に掲げ、これに基づいて男女共同参画に関する総合的な施策の展開を図ります。

### 基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大

誰もが自らの選択においてその個性と能力を十分に発揮し、責任を分かち合い、いきいきと活躍できる社会を目指します。そのために、男女がともに職場、地域など社会のあらゆる場面に参画し活躍できるよう、様々な分野で意思決定の場における女性の登用を促進します。

また、女性のライフステージに応じて、その人の生き方に合った活動が行えるよう、女性のキャリア・スキルの向上を支援します。

### 基本目標Ⅱ 誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり

誰もが生涯にわたって心豊かで充実した生活を送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスを支える環境づくりを目指します。そのために、社会の中に根強く残っている性別に基づく役割分担意識の改革が必要です。男性の家庭参画の促進や仕事と子育て、介護等の両立支援など、職場における啓発活動や子育て支援を充実させていきます。

また、性別に関わらず、人は平等であることや誰もがともに参画し社会をつくり上げていく必要性について教育啓発していきます。

### 基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

家庭や地域など、あらゆる場面において、性別に関わらず誰もが尊厳を持ち、健康で安全・安心に暮らすことができる社会を目指します。そのために、DVや各種ハラスメント防止に関する意識啓発や相談体制の整備、保健医療の整備等生涯にわたる健康支援を通して離職を防ぐとともに心身の健康づくりを行っていきます。高齢者や障がいのある人、生活困窮者やひとり親家庭といった生活に困難を抱えている人が安心して暮らせるよう支援を進めていきます。

また、安全・安心な生活環境の整備として、男女共同参画の視点を活かした防災対策等に努めます。



### 3. 取り組みの体系

基本目標	主要課題	具体的施策
Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	1 審議会等への女性の参画促進 2 市における管理職への女性職員の登用推進
	(2) 地域における男女共同参画の推進	3 地域社会における男女共同参画の促進 4 国際的視野を広げ、国際交流を推進 5 農林水産業等自営業における女性への支援
	(3) 女性のライフステージに応じたキャリア形成の支援	6 職業意識の育成 7 再就職希望者に対する援助の充実 8 起業を目指す女性への支援 9 女性の職域拡大と能力開発のための啓発
Ⅱ 誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり	(4) 雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和の実現	10 雇用の機会確保と雇用の場における環境整備の推進 11 両立のための職場における啓発促進 12 多様な働き方を可能とする就業環境の整備 13 ハラスメント防止のための啓発 14 働く環境における女性のヘルスケア 15 家庭生活における男女共同参画の促進
	(5) 子育て・介護等の支援体制の充実	16 子育て支援策の充実 17 介護支援策の充実
	(6) 教育を通じた男女共同参画の推進	18 学校等における男女平等教育の推進 19 多様な学習機会の提供
	(7) 意識改革に向けた啓発・普及の推進	20 男女共同参画の視点に立った意識啓発 21 広報等における取り組みの推進
Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現	(8) 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	22 多様な機会をとらえた意識啓発 23 学校における教育 24 DV等あらゆる暴力への対策の推進 25 被害者の救済と援助
	(9) 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	26 貧困や高齢、障がい等により困難を抱えた人への支援 27 ひとり親家庭の生活安定と自立の促進
	(10) 生涯を通じた健康支援	28 妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実 29 適切な性教育の推進 30 生涯にわたる健康の保持増進
	(11) 防災等における男女共同参画の推進	31 男女共同参画の視点を取り入れた防災・復旧・復興対策の推進 32 消防分野における男女共同参画の推進



# 第5章 計画の内容

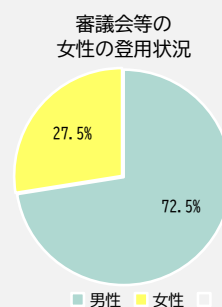
## 基本目標 I あらゆる分野における女性の参画拡大

### (1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

#### 現 状

《進捗管理指標より》 出典：佐世保市総務課

・ 政策・方針決定過程の場における審議会等の女性の割合（グラフ参照）をみると、令和3（2021）年度では27.5%と平成28（2016）年度より3.9ポイント低くなっており、いまだ男性が多い状況が見受けられます。



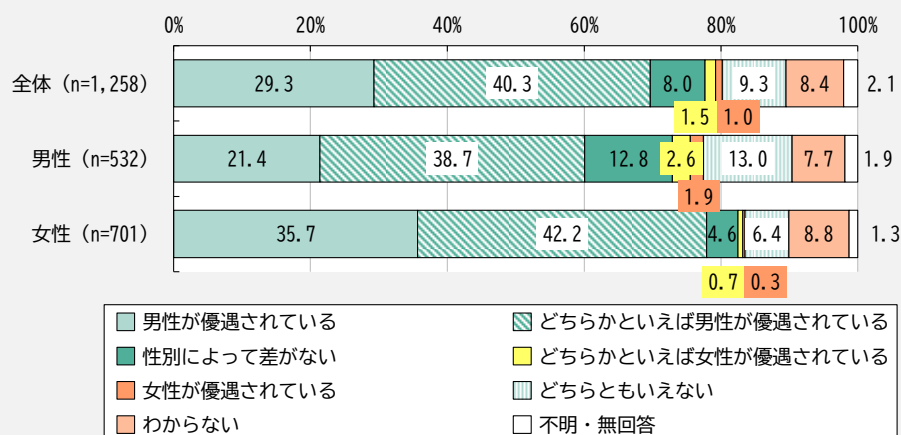
《前計画の取り組み状況より》

- ・ 審議会での女性の積極的な登用については、委員推薦依頼の際に、女性委員の推薦の配慮を呼びかけています。
- ・ 市の女性管理職登用の取り組みについては、平成30（2018）年から令和4（2022）年の間に、自治大学校へ3名、市町村アカデミー等へ21名派遣しキャリアアップを図りました。

《アンケート結果より》

- ・ 政治や行政の政策・方針決定の場における男女の地位の平等感についてみると、全体では「どちらかといえば男性が優遇されている」が40.3%と最も高く、次いで「男性が優遇されている」が29.3%であり、それを合わせた『男性優遇』は69.6%となっています。男女別にみると、女性では『男性優遇』が77.9%、男性では60.1%と、女性の方が17.8ポイント高くなっています。

#### ■政治や行政の政策・方針決定の場における男女の地位の平等感



## 課 題

政策・方針決定の場において、登用状況を見ると、いまだ男性の方が多く状況となっています。引き続き、審議会委員選出において、委員の性別が偏ることがないように一層配慮していく必要があります。

市における管理職の登用では、必要な人材育成や能力開発のための研修を行い積極的な登用を行う必要があります。

## 具 体 的 施 策

### 1 審議会等への女性の参画促進

	取り組み項目	具体的な内容	担当課
(1)	女性委員の積極的登用	・民間から登用する審議会等の委員について、女性委員の推薦への配慮を依頼し、女性委員の参画がない審議会等の解消に努めます。	総務課 関係各課
(2)	人材の育成及び参画	・政策方針決定過程の場への参画を図るために、人材の育成に努め、また各分野で活躍中の女性の参画を促します。	人権男女共同参画課

### 2 市における管理職への女性職員の登用推進

	取り組み項目	具体的な内容	担当課
(1)	女性の管理職への積極的登用	・意欲と能力のある女性職員を管理職へ積極的に登用します。	職員課
(2)	能力開発のための研修実施	・女性職員が能力を十分に発揮し、キャリアアップできるよう自治大学、市町村アカデミー等の研修機関へ積極的に派遣します。	職員課



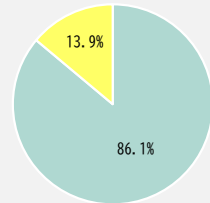
## (2) 地域における男女共同参画の推進

### 現 状

《進捗管理指標より》 出典：佐世保市コミュニティ・協働推進課

地区自治協議会役員に占める女性の割合（令和3（2021）年度）

- ・地区自治協議会役員に占める女性の割合（グラフ参照）は平成 28（2016）年度の 11.8%からの上昇を目標としていますが、令和3（2021）年度は 13.9%と微増に留まっています。



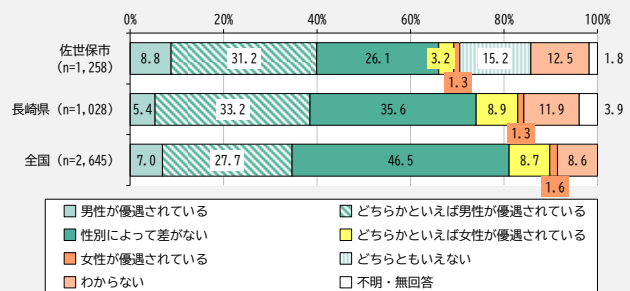
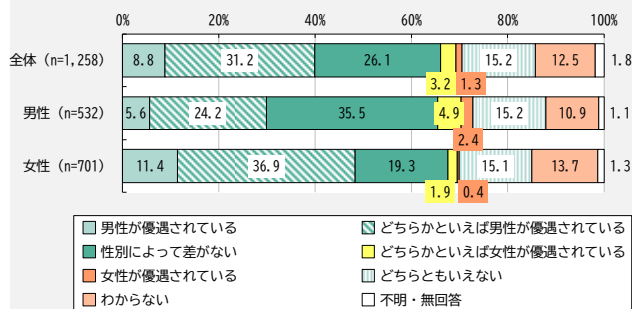
《前計画の取り組み状況より》

- ・地区自治協議会に女性役員の選出をお願いしました。
- ・スピカでは市民活動の支援を行い、スピカまつりでは、男女共同参画に関する講演会や登録団体の活動報告を行いました。

《アンケート結果より》

- ・地域社会活動の場における男女の地位の平等感についてみると、全体では「どちらかといえば男性が優遇されている」が 31.2%と最も高く、次いで「性別によって差がない」が 26.1%となっている。『男性優遇』（「男性が優遇されている」+「どちらかといえば男性が優遇されている」）は 40.0%となり、全国・長崎県と比較すると高くなっています。男女別に見ると、女性では『男性優遇』が 48.3%、男性では 29.8%と、女性の方が 18.5 ポイント高くなっています。

### ■地域社会活動の場における男女の地位の平等感（右は国、県との比較）



## 課 題

地域社会の場において、いまだ多くの方が「男性優遇」と市民意識調査で回答しています。

男女共同参画社会の形成のためには、男女が地域のあらゆる場において対等に参画する機会が確保され、ともに責任を担うことが必要となります。

様々な分野において、女性の意欲や能力を十分に活かし、活躍を後押しするための取り組みが必要です。

## 具 体 的 施 策

### 3 地域社会における男女共同参画の促進

	取り組み項目	具体的な内容	担当課
(1)	地域団体における女性の意見を反映させる仕組みづくりに向けた啓発の推進	・地域におけるまちづくり活動に女性の意見や考え方を反映できるよう、住民自治組織に対し、女性の意見を聞く場や雰囲気づくりのほか、役員登用に対する理解を深め、担い手として活躍いただけるよう、啓発を行います。	コミュニティ・協働推進課
(2)	市民活動の支援	・男女共同参画社会の形成を目的とした団体の活動を促進するため、拠点施設であるスピカでの活動を支援します。 ・新規の団体登録や若い世代の活動が広がるような取り組みについて検討を進めます。	人権男女共同参画課

### 4 国際的視野を広げ、国際交流を推進

	取り組み項目	具体的な内容	担当課
(1)	国際交流や国際理解促進の取り組み	・海外姉妹都市等との交流により、その国の文化や生活習慣などの情報を得て多様性に触れることで、異文化への理解と共生への意識が向上し、男女共同参画推進の取り組みへも貢献します。	文化国際課

### 5 農林水産業等自営業における女性への支援

	取り組み項目	具体的な内容	担当課
(1)	女性農業者への支援	・女性農業者に対し、認定農業者※の認定推進を図ります。また、組織が行う、研修会・交流会などの活動への助言等を含めた支援を行います。	農政課
(2)	経営への参画促進	・広報誌等での周知を行い、女性の労働力を正しく評価した家族経営協定締結の促進を図ります。	農業委員会
(3)	漁業施設における就労環境の整備の推進	・漁港等において、誰もが働きやすい施設環境を整備し、作業の効率化を図ります。	水産課

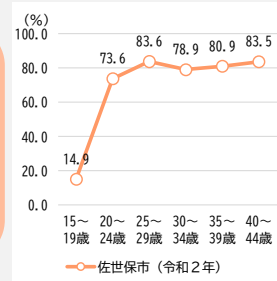
※認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づいて、効率的で安定した農業経営を目指すために作成する「農業経営改善計画（5年後の経営目標）」を市町村に提出して認定を受けた農業者のこと。

### (3) 女性のライフステージに応じたキャリア形成の支援

#### 現 状

《統計情報より》 出典：総務省「国勢調査」

- ・令和2（2022）年の女性の労働力率を年齢別（グラフ参照）にみると、20歳代後半では、83.6%ですが、30歳代では低くなっています。緩やかなM字カーブを描いており、働きながら結婚や出産ができる環境の整備が進められています。



《前計画の取り組み状況より》

- ・独自の求人及びハローワークと連携し、させぼお仕事情報プラザにおいて、女性の求職者に対して就職あっせんを行いました。
- ・中小企業を対象とした「デジタル化支援事業補助金」によりテレワークやウェブ会議システムなどITツールの導入による職場環境整備の支援に取り組みました。

《アンケート結果より》

- ・女性が職業をもつことについてみると、全体では「子どもができて、ずっと職業をもち続けるほうがよい」が45.3%と最も高く、次いで「子どもができたなら出産や子育てに専念するためいったん退職し、子育てが落ち着いた後に再び職業をもつほうがよい」が33.7%となっています。
- ・妊娠・出産を理由とした就労形態の変化について、男女別でみると、男性は、「育児休業なしで、仕事の形態を変えずに続けて働いた」の割合がほとんどの年代で高くなっていますが、育児休業を取得している人も一定数います。一方で、女性に限定してみると「育児休業を取得し、仕事の形態を変えずに続けて働いた」が、29.2%と最も高くなっています。また、「不明・無回答」を除いて前回調査と比較した場合でも11.4ポイント増加しています。

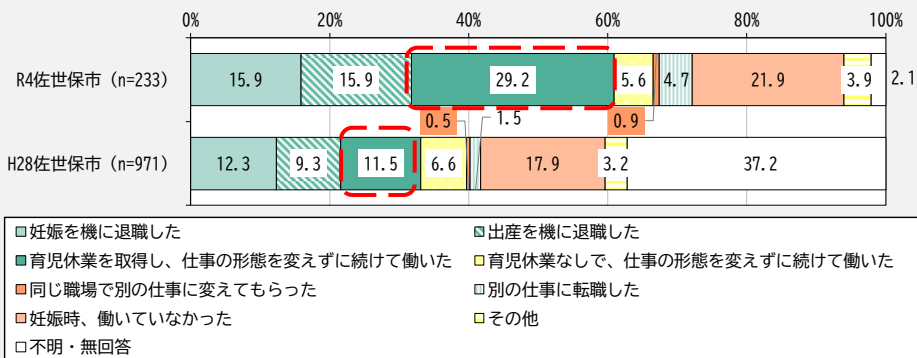
#### ■女性が職業をもつことについて

単位：%		よ女性 性は職業 をもたない 方が	方結 婚する までは、 職業をも つ	子 どもが できる までは、 職業	に職 に専 念する ため に退職 し、職 業を もつ 方が よい	子 どもが でき たら 出産 や子 育て に専 念す る	業 子 ども が で き て も、 ず つ と 職 業	そ の 他	わ か ら な い	不 明 ・ 無 回 答
全体 (n=1,258)		0.4	1.2	2.1	33.7	45.3	8.4	6.5	2.3	
性別	男性 (n=532)	0.8	1.3	2.8	36.8	39.8	8.6	7.5	2.3	
	女性 (n=701)	0.1	1.1	1.6	31.4	49.5	8.3	5.7	2.3	

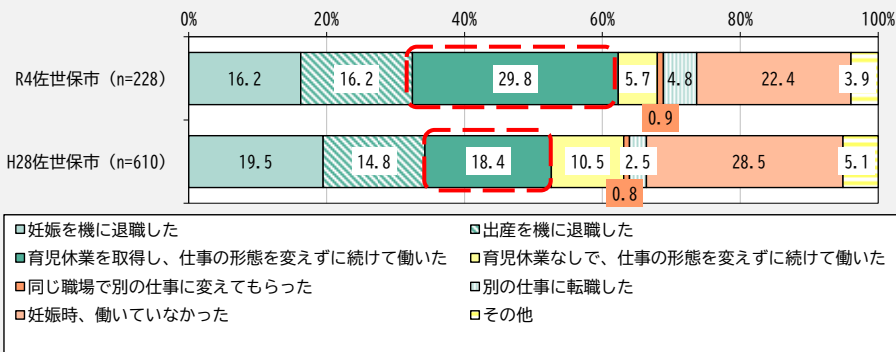
■妊娠・出産を理由とした就労形態の変化

単位：%		妊娠を機に退職した	出産を機に退職した	育児休業を取得し、仕事の形態を変えずに続けて働いた	育児休業なしで、仕事の形態を変えずに続けて働いた	同じ職場で別の仕事に変えてもらった	別の仕事に転職した	妊娠時、働いていなかった	その他	不明・無回答
全体 (n=379)		11.6	10.8	22.4	15.6	1.1	3.7	14.5	4.2	16.1
性別	男性 (n=143)	4.9	2.8	11.2	32.2	1.4	2.1	1.4	4.9	39.2
	女性 (n=233)	15.9	15.9	29.2	5.6	0.9	4.7	21.9	3.9	2.1
男性・年代別	20歳代:男性 (n=8)	0.0	0.0	0.0	37.5	12.5	0.0	0.0	12.5	37.5
	30歳代:男性 (n=33)	3.0	3.0	21.2	39.4	3.0	0.0	0.0	3.0	27.3
	40歳代:男性 (n=58)	6.9	3.4	10.3	39.7	0.0	0.0	1.7	5.2	32.8
	50歳代:男性 (n=40)	5.0	2.5	7.5	17.5	0.0	5.0	2.5	5.0	55.0
	60歳代:男性 (n=4)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	75.0
女性・年代別	20歳代:女性 (n=15)	20.0	13.3	53.3	0.0	0.0	6.7	6.7	0.0	0.0
	30歳代:女性 (n=70)	15.7	10.0	38.6	2.9	1.4	7.1	17.1	4.3	2.9
	40歳代:女性 (n=99)	12.1	21.2	27.3	5.1	1.0	4.0	24.2	5.1	0.0
	50歳代:女性 (n=39)	25.6	10.3	12.8	7.7	0.0	2.6	33.3	2.6	5.1
	60歳代:女性 (n=9)	11.1	33.3	11.1	22.2	0.0	0.0	11.1	0.0	11.1

《参考》【前回比較（女性限定設定）】



《参考》【前回比較（女性限定設定）】※不明・無回答を除いた比較





## 課 題

妊娠・出産による女性のキャリア形成について、年齢別の労働力状況やアンケート結果の就労形態の変化をみると、女性が働きながら出産・子育てができる環境の整備が進んでいることが見受けられます。

今後も女性が仕事と家庭の両立ができるよう、職場環境の整備や再就職のための支援、活躍した女性をサポートするなどして、女性のキャリア形成を進めていく必要があります。

## 具 体 的 施 策

### 6 職業意識の育成

	取り組み項目	具体的な内容	担当課
(1)	学校教育における職業意識の育成	・発達段階に応じたキャリア教育を通じて、自分らしい生き方を実現しようとする意欲・態度の育成を図ります。	学校教育課
(2)	多様な分野に触れる機会の提供	・性別にかかわらず将来あらゆる職業を選択できるように、多様な分野のセミナーを実施します。	人権男女共同参画課

### 7 再就職希望者に対する援助の充実

	取り組み項目	具体的な内容	担当課
(1)	離職者の再就職支援	・妊娠・出産や介護等で離職した女性が再就職できるように関係機関と連携して支援を行います。	商工労働課

### 8 起業を目指す女性への支援

	取り組み項目	具体的な内容	担当課
(1)	起業を目指す女性への情報提供	・関係機関と連携し、女性が起業して社会進出するための情報提供等を行います。 ・VSIDE（産業支援センター）において、起業を目指す方に対して相談や支援を行います。また、貸事務室の提供も行います。	人権男女共同参画課 商工労働課

### 9 女性の職域拡大と能力開発のための啓発

	取り組み項目	具体的な内容	担当課
(1)	職業能力開発へ向けた啓発	・国、県・企業などの関係機関と連携し、デジタル人材育成を始めとした能力開発セミナー、各種職業訓練や学び直しの支援制度に関する情報提供などを行い、職業能力開発の啓発に努めます。	商工労働課 人権男女共同参画課





## 基本目標Ⅱ 誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり

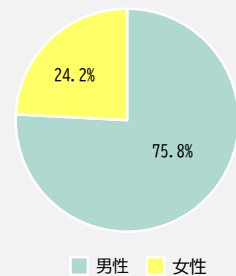
### (4) 雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和の実現

#### 現 状

##### 《事業所実態調査より》

- ・事業所実態調査によると、女性管理職比率（グラフ参照）は前回（平成 28（2016）年）調査から約 10 ポイント増え 24.2%になっています。

女性の管理職の割合  
（令和 4（2022）年）



##### 《前計画の取り組み状況より》

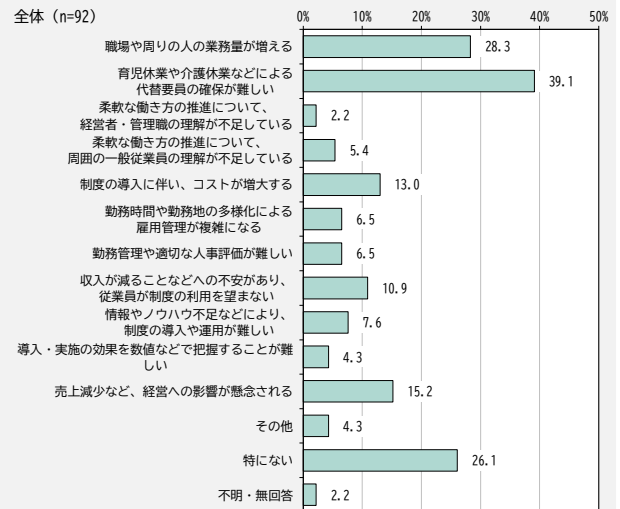
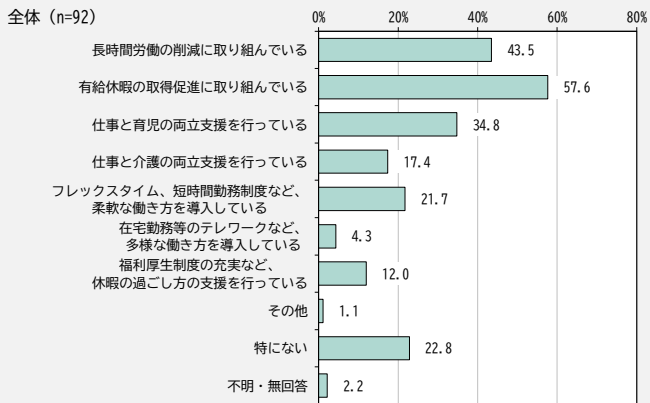
- ・庁内管理職向け（新任課長職）に講師を招聘し、「イクボス研修」を年 1 回実施しました。
- ・男性向けの料理教室や介護セミナーを実施しました。
- ・親子ふれあい遊び、父親向け育児講座、父親向け食育講座を実施しました。
- ・企業誘致活動の結果、雇用の確保に寄与しました。

##### 《アンケート結果より》

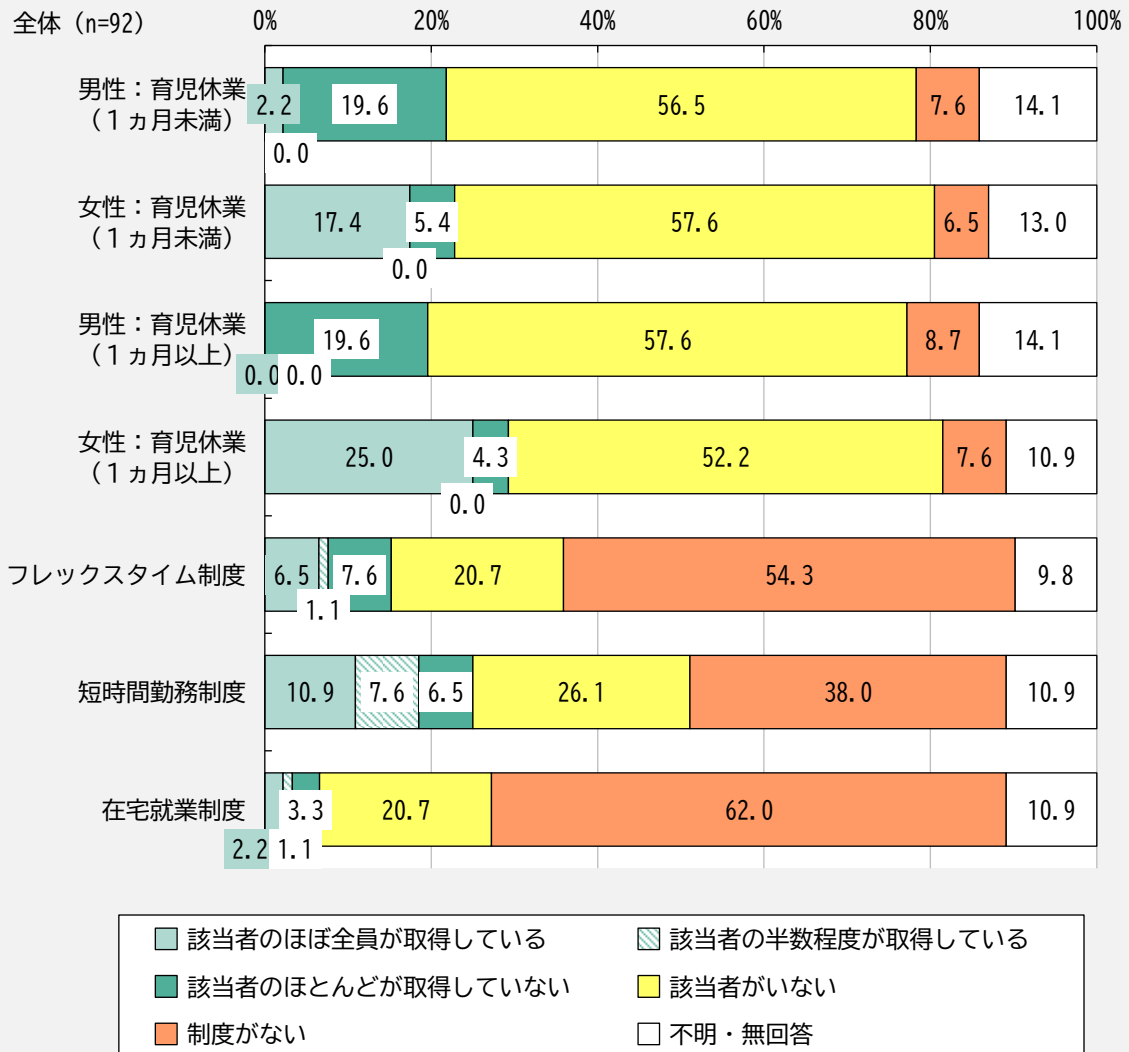
- ・事業所のワーク・ライフ・バランスを実現するにあたっての取り組みについてみると、「有給休暇の取得促進に取り組んでいる」が 57.6%と最も高く、次いで「長時間労働の削減に取り組んでいる」が 43.5%となっています。
- ・事業所のワーク・ライフ・バランスを実現するにあたっての課題についてみると、「育児休業や介護休業などによる代替要員の確保が難しい」が 39.1%と最も高く、次いで「職場や周りの人の業務量が増える」が 28.3%となっています。
- ・育児休業の取得については、女性と男性では大きな開きがあります。事業所における在宅就業制度についてみると、「制度がない」が 62.0%と最も高くなっています。

## ■ワーク・ライフ・バランスを実現するにあたっての取り組み

## ■ワーク・ライフ・バランスを実現するにあたっての課題



## ■事業所における休暇制度・在宅就業制度等の取得状況



## 課 題

企業内における女性の管理職登用などが少しずつ進んでいる一方で、ワーク・ライフ・バランス実現のための制度の充実については課題が残っている現状です。

事業者が有給休暇の取得や長時間労働の是正に積極的に取り組むよう啓発を行い、また雇用の創出などに向けた施策が必要です。

またハラスメント防止やヘルスケアなど働く女性に対する理解の浸透など、女性の社会進出をさらに進めていく必要があります。

## 具 体 的 施 策

### 10 雇用の機会確保と雇用の場における環境整備の推進

	取り組み項目	具体的な内容	担当課
(1)	育児介護休業制度の普及	・国・県など関係機関との連携により、育児・介護休業制度など各種制度の普及啓発に取り組み、働きやすい環境づくりの啓発に努めます。	商工労働課
(2)	雇用の創出や充実のための企業誘致の促進	・多様な就労の場の確保や、雇用の場の創出のため、市外企業の誘致及び市内企業の規模拡大の設備投資を促進します。	企業立地推進局
(3)	住民基本台帳への旧姓併記	・本人からの届け出に対応し、住民基本台帳及びマイナンバーカードへ旧姓を併記します。	戸籍住民窓口課
(4)	事業主の取り組み促進	・働きやすい環境づくりや女性の活躍に取り組む事業所を増加させるため、女性活躍応援宣言※1 登録制度を普及させます。 ・他の事業所の参考となるよう登録事業所の取り組み内容を広報等で紹介します。	人権男女共同参画課 企業立地推進局
(5)	させば女性活躍推進協議会による啓発推進	・させば女性活躍推進協議会※2 により市や国、関係団体の連携を強化し、事業主への啓発や、女性向けの研修等を行い、市内の女性活躍の取り組みを推進します。	人権男女共同参画課

※1 女性活躍応援宣言：企業・団体等が、それぞれの環境に合わせて女性の活躍を応援することを社内外に宣言すること。  
 ※2 させば女性活躍推進協議会：市や国、関係団体等が佐世保市での女性活躍を推進するために連携して取り組むための組織のこと。

### 11 両立のための職場における啓発促進

	取り組み項目	具体的な内容	担当課
(1)	ワーク・ライフ・バランスの率先推進及び普及啓発	・市役所自らが、「イクボス※3 宣言」等を通じワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取り組みを行います。 ・誰もがワーク・ライフ・バランスが取れるような職場となるよう市内事業所に対しイクボスの普及啓発を行います。	人権男女共同参画課 子ども政策課
(2)	事業所への意識啓発	・男女共同参画や女性活躍に関する出前講座を事業所で行い、社員や管理職の意識啓発を促進します。	人権男女共同参画課

※3 イクボス：職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果をだしつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のこと。

## 12 多様な働き方を可能とする就業環境の整備

	取り組み項目	具体的な内容	担当課
(1)	多様な働き方や就労環境の整備に関する支援制度の普及	・市内企業に対して、国・県が実施するセミナーや補助制度の周知及び申請支援などを行うことで、在宅就労などの働き方改革や社員のワーク・ライフ・バランスへの取り組みを啓発し、就業環境の整備を推進します。	商工労働課

## 13 ハラスメント防止のための啓発

	取り組み項目	具体的な内容	担当課
(1)	職場におけるハラスメントを防止する環境づくり	・佐世保市人権啓発推進協議会等との連携により市内企業・団体に向けた人権教育を行い、セクハラ・パワハラ等防止の啓発に努めます。	人権男女共同参画課
(2)	市職員へのハラスメント防止へ向けた啓発	・「佐世保市職員のハラスメント防止に関する要綱」について、市職員への周知を図ります。 ・研修等の実施により防止啓発を行います。	職員課

## 14 働く環境における女性のヘルスケア

	取り組み項目	具体的な内容	担当課
(1)	働く女性に対するヘルスケアの啓発	・女性活躍応援宣言登録事業所で働く女性に対してメンタルヘルスケアなど県が主催する講座を周知し、参加者確保に努めます。	人権男女共同参画課
(2)	事業所に対するヘルスケアの啓発	・国・県が実施しているセミナーなどを事業所へ周知・啓発し、働き世代の健康づくりを推進します。 ・地域・職域連携による啓発により、市内企業における「健康経営※」の取り組みを推進します。	商工労働課 人権男女共同参画課 健康づくり課

※健康経営：NPO 法人健康経営研究会の登録商標で、従業員の健康への配慮管理を健康資源の一つと捉え、従業員の健康の保持・増進に積極的に取り組むこと。組織の活性化や生産性の向上が期待される。

## 15 家庭生活における男女共同参画の促進

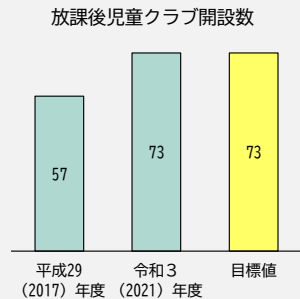
	取り組み項目	具体的な内容	担当課
(1)	家事・育児・介護への男性の参画促進	・家事・育児・介護への男性の参画推進を図るために、子育てが楽しめるようなイベントの実施や家事・育児・介護への参加を促す講座を開催します。	幼児教育センター 人権男女共同参画課

## (5) 子育て・介護等の支援体制の充実

### 現 状

《進捗管理指標より》 出典：子ども政策課・保育幼稚園課

- ・放課後児童クラブ開設数（グラフ参照）は目標値の 73 か所を達成しています。
- ・保育所待機児童数は令和3（2021）年4月1日現在0人です。



《前計画の取り組み状況より》

- ・子育てが不安な人等に対し臨床心理士・社会福祉士等による支援を行い、児童虐待等の未然防止等の推進に努めました。
- ・介護を行っている家族を身体的・精神的・経済的側面から支援するため、介護教室や介護者リフレッシュ事業、おむつ購入費支給事業等を実施しました。

《アンケート結果より》

- ・ワーク・ライフ・バランスがとれた暮らしのために、行政に求めることについてみると、男女とも「子育て支援・介護支援の充実」が最も高く、次いで、「企業に対するワーク・ライフ・バランスの実現に向けた具体的な取り組みの啓発」、「企業に対するワーク・ライフ・バランスの考え方の普及・啓発」となっています。

#### ■ワーク・ライフ・バランスがとれた暮らしのために、行政に求めること

単位：%		市民に対するワーク・ライフ・バランスの考え方	企業に対するワーク・ライフ・バランスの考え方	企業に対する取り組みの現状	企業に対する取り組みの現状	市内企業への紹介・表彰等	ワーク・ライフ・バランスの充実	子育て支援・介護支援の充実	その他	特になし	不明・無回答
全体 (n=1,258)		25.4	32.3	52.8	17.2	63.2	3.1	8.1	2.8		
性別	男性 (n=532)	27.8	30.5	51.1	17.3	59.6	3.9	8.8	3.4		
	女性 (n=701)	24.0	33.5	54.8	17.1	65.8	2.4	7.4	2.4		

## 課 題

本市ではこれまで、子育てや介護について各種支援を行ってきましたが、アンケートの結果において、ワーク・ライフ・バランスの充実に向けて行政が取り組むべきこととして、「子育て支援・介護支援の充実」が高い割合を占めていることから、更なる子育て支援・介護支援に関する取り組みを進める必要があります。多様な利用者のニーズに対応するために、サービスの充実と支援体制を強化することが重要です。

## 具 体 的 施 策

### 16 子育て支援策の充実

	取り組み項目	具体的な内容	担当課
(1)	多様な利用者のニーズに対応した保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てと仕事の両立支援のため、延長保育や病児保育、障がい児保育など利用者の幅広い保育ニーズに対応するとともに、施設的环境整備を計画的に進めるなど、保育の質の確保、保育サービスの充実に努めます。</li> </ul>	保育幼稚園課
(2)	放課後児童への支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・留守家庭児童対策として、放課後児童クラブの設置を推進し、児童の健全育成を図ります。</li> <li>・小学校施設を主な活動拠点として、学校・家庭・地域が連携して、放課後や休日における子どもたちに豊かな体験と安全安心な居場所を提供する放課後子ども教室の設置を推進するとともに、活動の周知・広報に努めます。</li> </ul>	子ども政策課 社会教育課
(3)	子育てに関する相談支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域全体での子どもと子育てを支援するため、情報の発信や地域子育て支援センター、ファミリーサポートセンターの利用促進、子育て支援団体とのネットワークを深めます。</li> <li>・子育ての不安に対し臨床心理士や保育士等による支援を行い、児童虐待等の未然防止等の推進に努めます。</li> </ul>	子ども政策課 子ども子育て応援センター 子ども発達センター 保育幼稚園課



### 17 介護支援策の充実

	取り組み項目	具体的な内容	担当課
(1)	要介護高齢者等のニーズに応じた介護サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護高齢者等が、地域で自立した生活を送ることができるように、介護や福祉サービスの充実を図るとともに、介護をしている家族等に対する支援に努めます。</li> </ul>	長寿社会課



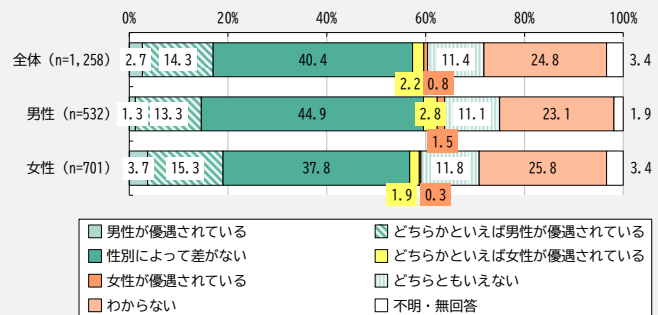


## (6) 教育を通じた男女共同参画の推進

### 現 状

#### 《市民意識調査より》

・学校教育の場における男女の地位の平等感（グラフ参照）についてみると、全体では「性別によって差がない」が40.4%と最も高くなっています。男性では「性別によって差がない」が44.9%と、女性と比べて7.1ポイント高くなっています。



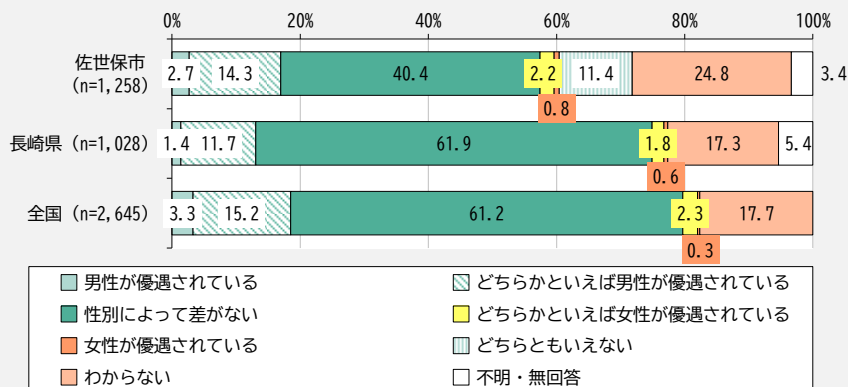
#### 《前計画の取り組み状況より》

- ・教職員の資質向上を図るため、ワーク・ライフ・バランスに関する研修会を実施しました。
- ・教育集会所及び各コミュニティセンターにおいて人権同和教育に関する講演会や講座を実施しました。

#### 《アンケート結果より》

・学校教育の場における男女の地位の平等感について、全国・長崎県と比較すると、「性別によって差がない」は全国、長崎県より低くなっています。

#### ■学校教育の場における男女の地位の平等感（国・県比較）



## 課 題

セミナーや講演会については、教育集会所やコミュニティセンターにおいて開催されましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により目標開催数を大きく下回りました。アフターコロナ・ウィズコロナを見据えながら、引き続きセミナーや講演会を開催します。

学校現場における平等感が全国及び長崎県と比較すると低くなっており、児童・生徒や教職員に対する男女共同参画に関する教育・啓発を通じて、ジェンダー平等の意識を醸成する必要があります。

## 具 体 的 施 策

### 18 学校等における男女平等教育の推進

	取り組み項目	具体的な内容	担当課
(1)	学校等の活動全体の中での男女平等・人権尊重の精神の育成	・小・中学校及び義務教育学校の教育課程に人権教育の指導計画を位置づけ、子どもの発達段階に応じた人権尊重、男女平等の教育を行います。	学校教育課
(2)	教育関係者に対する男女共同参画の意識啓発の充実	・小・中学校教職員を対象に、人権尊重及び男女平等に関する研修会を実施します。 ・関係機関と連携して人権教育に関する講演会を実施します。	教育センター 学校教育課

### 19 多様な学習機会の提供

	取り組み項目	具体的な内容	担当課
(1)	社会教育施設等における学習機会の充実	・地区コミュニティセンターや教育集会所等の社会教育施設等で実施する主催講座において、男女平等をはじめ、人権教育に関する学習機会の充実を推進します。	社会教育課



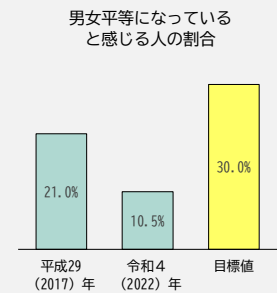


## (7) 意識改革に向けた啓発・普及の推進

### 現 状

#### 《市民意識調査より》

- ・男女平等になっていると感じる人の割合（グラフ参照）は目標値（前計画の指標）の30.0%に対し、令和4（2022）年は10.5%にとどまっており、平成29（2017）年からほぼ半減しています。



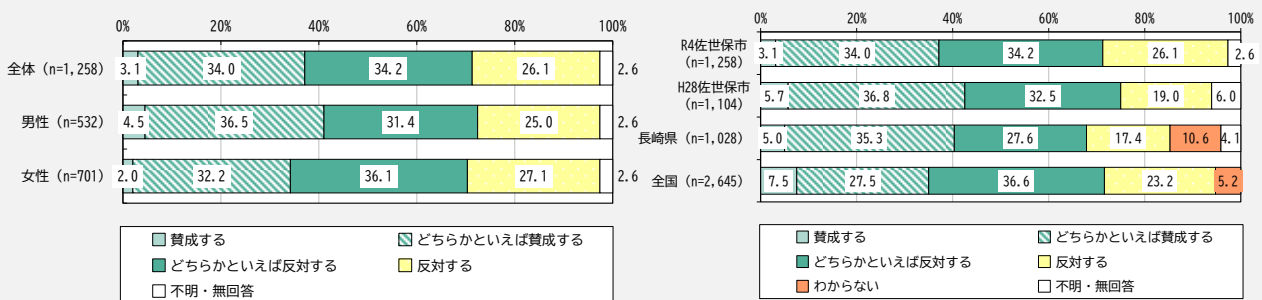
#### 《前計画の取り組み状況より》

- ・企業への出前講座、市民や職員を対象とした人権啓発の講演会や上映会を実施しました。
- ・市内の小・中学生から男女共同参画に関する作文を募集し、男女共同参画都市させば宣言の日において受賞者に発表いただくなど、ジェンダー平等に関する意識啓発を行いました。

#### 《アンケート結果より》

- ・「夫は外、妻は家庭」という考え方について、『反対』（「反対する」と「どちらかといえば反対する」の合計）は全体で60.3%となっており、男女別で見ると、女性が6.8ポイント男性よりも高くなっています。国や県、前回調査と比較しても、『反対』と答えた割合は高くなっています。

#### ■ 「夫は外、妻は家庭」という考え方（右は国、県との比較）



## 課 題

男女が平等になっていると感じる人の割合が減少している一方、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」といった夫婦間の性別役割分担意識は解消傾向にあります。

ジェンダー平等感を高め、ジェンダー・バイアスをさらに解消させるため、性の多様性も含め、誰もが共に参画する社会をつくり上げていくための意識改革や理解促進が重要です。

## 具 体 的 施 策

### 20 男女共同参画の視点に立った意識啓発

	取り組み項目	具体的な内容	担当課
(1)	人権啓発講演会等による啓発活動の実施	・各町内での学習会への出前講座、人権教育研究会における研修の実施、企業への出前講座など様々な人を対象とした男女共同参画をはじめとした人権に関する研修を実施します。	人権男女共同参画課 社会教育課 学校教育課
(2)	スピカを利用した情報の提供や啓発の実施	・固定的な性別役割分担意識・無意識の思い込みを解消するため、あらゆる機会を捉えて意識改革と理解の促進を図ります。 ・「生理の貧困」の問題は、経済的な問題だけでなく家庭環境や理解不足などの要因もあるため生理を取り巻く情報を周知し、理解促進を図ります。 ・啓発週間や月間等に併せて、図書交流コーナーでの情報提供を積極的に実施します。 ・市民団体や企業が男女共同参画に関する活動やその他研修などに利用するため、研修室等の貸し出しを行います。	人権男女共同参画課
(3)	性の多様性に対する理解の促進	・性の多様性に対する理解を深めるため、広報等による啓発に努めます。 ・市職員に対しても理解促進のため研修を行います。	人権男女共同参画課 職員課

### 21 広報等における取り組みの推進

	取り組み項目	具体的な内容	担当課
(1)	広報・啓発活動の推進	・女性だけでなく、男性、子ども、若者などあらゆる層に男女共同参画社会の形成について、広報・SNSでの情報発信やイベント等での機会を捉え啓発活動を行います。	人権男女共同参画課
(2)	男女共同参画の視点に配慮した広報	・広報紙・刊行物等を作成する際に、男女共同参画の視点に配慮します。	秘書課 関係各課

## 基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

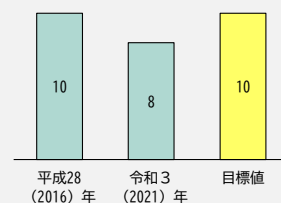
### (8) 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

#### 現 状

《進捗管理指標より》 出典：人権男女共同参画課

- ・ DV防止講座の実施回数（グラフ参照）は目標値10回に対して、令和3（2021）年度は8回にとどまりました。

DV防止講座の実施回数



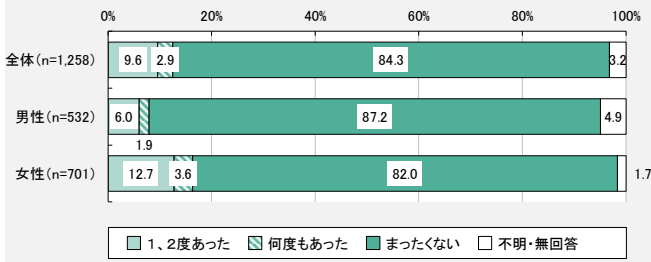
《前計画の取り組み状況より》

- ・ DV防止の出前講座や市広報紙での情報発信を実施しました。
- ・ 中学校でデートDV予防講座を道徳や総合学習の時間で行いました。
- ・ 配偶者からの暴力等により、心身に危険が生じた母子を関係施設に緊急避難させ、母子の身柄の安全確保と自立の支援を行いました。

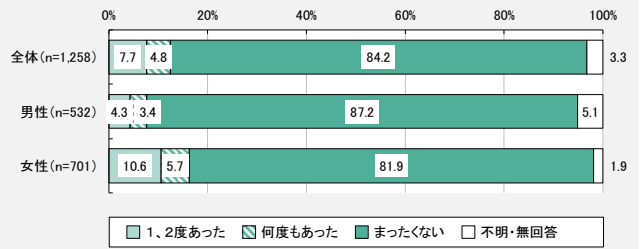
《アンケート結果より》

- ・ 身体的DVについては、なぐったり、けったり、物を投げつけたり、つき飛ばしたりするなどの身体的DVが『あった』（「1、2度あった」「何度もあった」の合計）が、全体で12.5%となっています。性別で見ると、女性では『あった』が身体的DVで16.3%と、男性と比べて8.4ポイント高くなっています。
- ・ 精神的DVについては、人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的DVが『あった』は、全体で12.5%となっています。性別で見ると、女性では精神的DVが『あった』が、16.3%と、男性と比べて8.6ポイント高くなっています。
- ・ DV被害について、全体では「どこ（誰）にも相談しなかった」が55.5%と最も高く、次いで「友人・知人に相談した」が24.2%となっています。
- ・ どこ（誰）にも相談しなかった理由についてみると、全体では「相談しても無駄だと思ったから」が42.3%と最も高くなっています。
- ・ DVを防ぐため、もっとも重要だと思う取り組みについてみると、全体では「被害者が家庭内のことを打ち明けられる相談体制を整備する」が20.0%と最も高く、次いで、「被害者が援助を求めやすくするため、情報提供体制を充実させる」が19.2%、「家庭・学校における人権やDVについての教育を充実させる」が12.3%となっています。

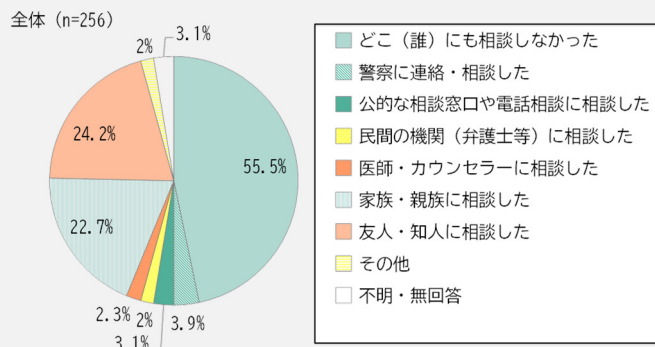
■なぐったり、けったり、物を投げつけたり、つき飛ばしたりするなどの身体的DV



■人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的DV



■DV被害を誰かに打ち明けたり相談したりしたか



■どこ(誰)にも相談しなかった理由

単位：%		わからなかつたから	たから	公共の相談機関を知らなかつた	かたから	恥づかしくて誰にも言えなかつた	相談しても無駄だと思つた	相談したことがわかると、もっとひどい暴力を受けると思つた	子どもに危害が及ぶと思つた	他人を巻き込みたくなかつた	自分にも悪いところがあると思つた	相談するほどのことではないと思つた	その他	不明・無回答
全体	(n=142)	14.8	7.7	16.2	42.3	5.6	3.5	16.9	18.3	31.7	7.0	1.4		
性別	男性 (n=40)	10.0	10.0	7.5	27.5	2.5	0.0	12.5	27.5	40.0	10.0	2.5		
	女性 (n=100)	17.0	6.0	20.0	49.0	7.0	5.0	18.0	14.0	29.0	6.0	1.0		

■DVを防ぐため、もっとも重要だと思う取り組み

単位：%		被害者が情報提供体制を充実させるため	被害者の援助を求めやすくなる	家庭・学校における教育を充実させる	家庭内での相談体制を整備する	被害者が相談できる体制を整備する	加害者に対するカウンセリングやサポートを充実させる	被害者から逃げるための一時保護施設を設ける	被害者自身がDVを受けにくい仕組みづくり	特に対応する必要はない	その他	不明・無回答
全体	(n=1,258)	19.2	12.3	20.0	5.8	12.0	12.0	1.4	2.4	14.9		
性別	男性 (n=532)	21.1	11.5	19.4	5.6	11.3	10.5	1.5	2.8	16.4		
	女性 (n=701)	18.0	13.0	20.5	5.8	12.7	13.3	1.1	2.1	13.4		

## 課 題

身体的DVや精神的DVなど、これまでに暴力を受けたことのある割合は1割台となっていますが、依然として、暴力を受ける割合は女性の方が高くなっています。本市では、これまで、講座や広報誌等による情報発信を進めてきましたが、引き続き、情報発信等を通じて、暴力に関する認識を高め、被害が生じることのないよう努める必要があります。

また、暴力等による被害を受けたのに相談しなかった割合が高いことから、誰でも安心して相談できる相談窓口の整備や周知・啓発をしていく必要があります。

DV等の暴力等は配偶者間のみで起こるものではありません。高齢者や障がいのある人などあらゆる市民の暴力被害を防ぐ取り組みが必要です。

## 具 体 的 施 策

### 22 多様な機会をとらえた意識啓発

	取り組み項目	具体的な内容	担当課
(1)	DVを防ぐ意識啓発の推進	・DVやセクハラ等の根絶に向けて広く地域社会や学校、企業団体への啓発セミナーを開催し、また、広報による情報発信を行います。	人権男女共同参画課
(2)	出前講座などによる人権啓発講演等の実施	・公民館等を活用して、人権尊重を目的とした出前講座等により、意識啓発を行います。	社会教育課

### 23 学校における教育

	取り組み項目	具体的な内容	担当課
(1)	道徳教育の充実	・小・中学校の生活において、学び合う中で友情を育み、人間関係を築き、異性についての理解を深めることをとおして、互いの人格を尊重する道徳教育を充実させ、意識の醸成に努めます。	学校教育課
(2)	DV予防の取り組み	・各学校に対して、DV予防に関する情報提供を行います。 ・市内の学校において人権教育を充実させ、デートDV予防講座を行い、早期啓発を行います。	学校教育課 人権男女共同参画課

## 24 DV等あらゆる暴力への対策の推進

	取り組み項目	具体的な内容	担当課
(1)	相談窓口の周知・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>市や県の相談窓口を広報するとともに、被害者に様々な相談機関があることを周知します。</li> <li>女性相談室で安心して相談できるような環境をつくり、相談員の資質の向上を図ります。</li> </ul>	人権男女共同参画課
(2)	高齢者への虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>虐待を未然に防止するために、広く市民に対して啓発を行います。</li> <li>関係者の研修会や講演会を開催して専門的知識の向上と担うべき役割の意識付けを図り、虐待の早期発見・早期対応に努めます。</li> </ul>	長寿社会課
(3)	障がいのある人への虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な見守りや関係者の講習充実など、障がい者虐待防止の周知・啓発及び早期発見に努めるとともに、関係機関等との連携協力体制の強化を図ります。</li> <li>プライバシーについての配慮とあわせて、相談しやすい窓口とします。</li> </ul>	障がい福祉課

## 25 被害者の救済と援助

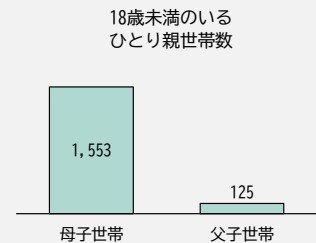
	取り組み項目	具体的な内容	担当課
(1)	被害者への相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害者に庁内や関係機関と連携して必要な支援を行います。</li> <li>住民基本台帳情報閲覧制限の支援対象者に関する庁内連携の体制を整備します。</li> </ul>	人権男女共同参画課
(2)	母子の救済に関する相談・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者からの暴力等により、心身に危険が生じた母子を関係施設に緊急避難させ、母子の身柄の安全確保と自立の支援を行います。</li> </ul>	子ども子育て応援センター
(3)	住民基本台帳閲覧等制限による支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>婦人相談員及び警察など関係機関等との連携により、申し出のあったDV被害者に対し住民基本台帳閲覧制限及び住民票の発行停止と、本市に本籍を有する者の戸籍の附票の発行停止の支援を行います。</li> </ul>	戸籍住民窓口課
(4)	市営住宅の優先入居の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>婦人相談員及び家庭相談員等との連携により、DV被害者に対し市営住宅の優先入居に関する支援を行います。</li> </ul>	住宅課

## (9) 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

### 現 状

《統計情報より》 出典：総務省「令和2（2020）年国勢調査」

- ・本市の18歳未満のいる母子世帯は1,553世帯、父子世帯は125世帯です。（グラフ参照）
- ・高齢化率は31.7%です。



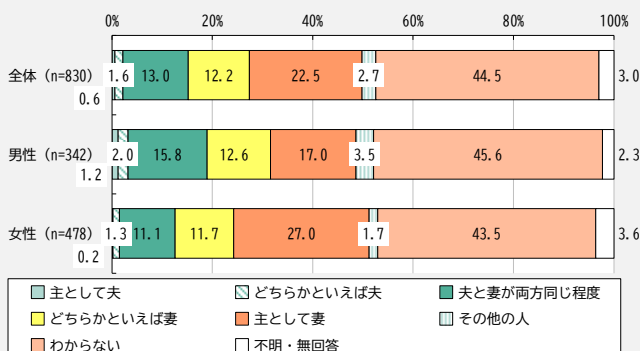
《前計画の取り組み状況より》

- ・保健師等による訪問指導、地域における相談体制の実施や障がいの理解促進、社会参加・就労支援などを実施しました。
- ・生活保護世帯及び生活困窮世帯の小学生・中学生を対象とした学習支援会を開催しました。
- ・ひとり親家庭の保護者の資格取得や、児童の進学等に必要な経費の貸付を行いました。

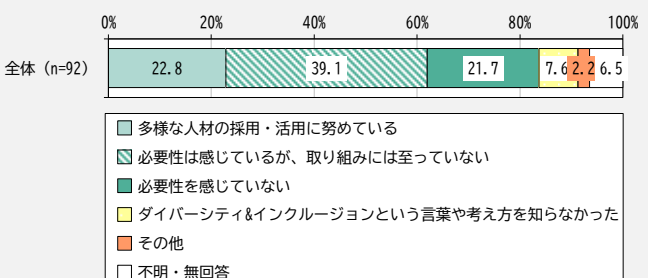
《アンケート結果より》

- ・高齢者等の世話・介護の負担についてみると、全体では「わからない」が44.5%と最も高く、次いで「主として妻」が22.5%となっています。『夫』（「主として夫」と「どちらかといえば夫」の合計）は2.2%、『妻』（「主として妻」と「どちらかといえば妻」の合計）は34.7%となっています。
- ・事業所におけるダイバーシティ&インクルージョンの取り組みについてみると、「必要性は感じているが、取り組みには至っていない」が39.1%と最も高くなっています。

#### ■高齢者等の世話・介護の負担



#### ■事業所におけるダイバーシティ&インクルージョンの取り組み





## 課 題

本市の高齢化率は 31.7%となっており、多くの高齢者が生活しています。高齢者が元気で生活できるように高齢者支援の取り組みを引き続き進めていく必要があります。

障がいがあっても本市で安心して過ごせるように、医療機関などと連携した支援が必要です。

生活困窮世帯については、本市がこれまで行ってきた学習支援などを引き続き行い、貧困の世代間連鎖が起きないような取り組みが必要です。

また、ひとり親世帯が約 1,600 世帯であることから、ひとり親世帯の生活の安定に資する取り組みの推進が必要です。

## 具 体 的 施 策

### 26 貧困や高齢、障がい等により困難を抱えた人への支援

	取り組み項目	具体的な内容	担当課
(1)	高齢者への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者宅への家庭訪問や窓口等での相談による支援や住み慣れた地域で安心して生活できるよう介護予防や孤立化防止、また生きがいづくりや社会参加を促進する体制づくりに取り組みます。</li> <li>・高齢者の臨時的かつ短期的な就業機会を確保するために、「シルバー人材センター」による支援を行います。</li> </ul>	長寿社会課 商工労働課
(2)	障がい者への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での安定した生活を安心して送れるよう、各種障がい福祉サービスを適切に提供していくとともに、特別障害者手当など各種手当の給付や福祉医療制度により医療費の助成などを行います。</li> <li>・関係機関と連携して、障がい者のための就職面談会や職業訓練の開催について周知・啓発に努め、就労機会の確保を支援します。</li> </ul>	障がい福祉課 商工労働課
(3)	生活困窮世帯等への学習支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護世帯及び生活困窮世帯の小学生・中学生を対象とした学習支援を行い、学力向上、高校進学率の向上を図ることにより貧困の連鎖の防止につなげます。</li> </ul>	生活福祉課

### 27 ひとり親家庭の生活安定と自立の促進

	取り組み項目	具体的な内容	担当課
(1)	相談体制の充実と自立援助の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業に結びつきやすい資格取得を目指される方へ、講座受講費の一部を負担する自立支援教育訓練給付金や修業期間中の生活費の負担を軽減するための高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行います。</li> <li>・ひとり親家庭への就労支援や相談業務の充実を図るとともに、事業のさらなる周知に努めます。</li> </ul>	子ども支援課



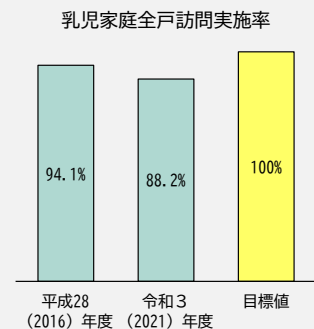
## (10) 生涯を通じた健康支援

### 現 状

#### 《統計情報・進捗管理指標より》

出典：厚生労働省「人口動態統計特殊報告（人口動態保健所・市区町村別統計）」・子ども保健課

- ・本市の合計特殊出生率（平成 25(2013)～平成 29(2017)年）は 1.73 で、県（1.67）、全国（1.43）より高くなっています。
- ・乳児家庭全戸訪問実施率（グラフ参照）は 100%を目標値としていますが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和 3（2021）年度は 88.2%と平成 28（2016）年度より低くなっています。



#### 《前計画の取り組み状況より》

- ・経済的な理由により入院助産ができない妊産婦に費用の助成を行いました。
- ・特定及び一般不妊治療費の助成を実施しました。
- ・自己肯定感や、正しい性に関する知識、いのちの大切さ等をテーマに性教育講演会を実施しました。

#### 《国の第5次男女共同参画基本計画より抜粋》

##### 【基本認識】

- ・心身及びその健康について、主体的に行動し、正確な知識・情報を入手することは、健康を享受できるようにしていくために必要である。特に、女性の心身の状態は、年代によって大きく変化するという特性があり、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の視点が殊に重要です。
- ・近年は、女性の就業等の増加、生涯出産数の減少による月経回数の増加、晩婚化等による初産年齢の上昇、平均寿命の伸長など様々な要因により女性の健康を脅かす疾病構造が変化しています。
- ・加えて成育医療の視点から、学童・思春期からの健康教育を充実させると共に、全ての女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合えるような支援が必要です。
- ・不妊治療を希望する男女が増えており、経済的負担の軽減や、仕事との両立支援が求められています。
- ・更年期の女性は、職場や社会において多くの役割を担う年代であり、その活躍は地域及び社会経済にとって重要です。
- ・これらのことから、国民のヘルスリテラシー（健康について最低限知っておくべき知識）を向上させるとともに、年代ごとの課題や、健康を阻害する社会的要因への対応も含め近年の女性の健康に関わる問題変化に応じた支援が必要となっています。

## 課 題

全国及び長崎県と比較して、本市の合計特殊出生率は高いことから、妊娠や出産、その他健康支援に関する取り組みを引き続き推進していくことが重要です。

女性が生涯、その時の健康状態に応じて的確に自己管理を行うことができるよう、子どもの頃から発達段階に応じた性に関する正しい知識の習得に努めるとともに、女性にとっての節目である妊娠・出産期において、適切な支援が必要です。

## 具 体 的 施 策

### 28 妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実

	取り組み項目	具体的な内容	担当課
(1)	妊娠・出産に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠時の心身健康の向上を目指し、母子健康手帳交付時等において関係情報の提供を行います。</li> <li>・父親の育児参加促進のため父子健康手帳の配布とプレパパ学級への父親の参加を促進します。併せて、不妊に関する相談支援体制を充実していきます。経済的な理由により入院助産ができない妊産婦に費用の助成を行います。</li> </ul>	子ども保健課 子ども子育て応援センター
(2)	小児、周産期医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐世保市医療政策推進計画の推進を図り、県と連携して、小児、周産期医療※の維持に努めます。</li> </ul>	医療政策課

※周産期医療：周産期とは、妊娠満 22 週から出生後満 7 日未満までをいい、この時期は母子ともに異常が発生しやすく、突発的な緊急事態に備えて、産科・小児科双方からの一貫した医療体制が必要であることから、特に周産期医療と表現されている。

### 29 適切な性教育の推進

	取り組み項目	具体的な内容	担当課
(1)	発達段階に応じた性教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内性教育連絡会において、関係各課と連携を図り、望まない妊娠や性感染症を防ぐための啓発を行います。</li> <li>・幼児、小・中学生、高校生、大学生を対象に、発達段階に応じた性教育について実施方法の検討を重ねながら継続して行います。</li> </ul>	健康づくり課 子ども保健課 学校保健課

### 30 生涯にわたる健康の保持増進

	取り組み項目	具体的な内容	担当課
(1)	女性の健康保持のための相談・保健指導等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の健康保持・増進に関する啓発や情報提供及び健康相談体制の充実を図り、女性特有の疾病については、NPO 法人と協働した取り組みによる啓発に努めます。</li> <li>・がんの早期発見のため、保健所や医療機関において、がん検診を実施し、受診機会の確保・拡大を図ります。</li> </ul>	健康づくり課

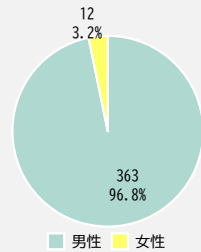
## (11) 防災等における男女共同参画の推進

### 現 状

《統計情報より》 出典：総務省消防庁

- ・令和3（2021）年4月1日現在の佐世保市消防局（佐世保広域圏2市5町）の消防職員数（グラフ参照）は375人で、うち女性は12人でした。

佐世保市消防局の  
男女別職員数・男女比



《前計画の取り組み状況より》

- ・消防に女性活躍推進検討チームを起ち上げ、誰もが働きやすい職場づくりや採用増加の研究を行いました。
- ・令和2（2020）年4月1日付で、女性だけの消防分団が発足しました。

《アンケート結果より》

- ・防災・災害復興対策において、性別に配慮した対応となるために必要だと思うことについてみると、「避難所の設備」が83.1%と最も高くなっています。男性では「災害時の救援医療体制・サポート体制（乳幼児、高齢者、障がい者、妊産婦等への）」、女性では「避難所運営の責任者に男女がともに配置され、避難所運営や被災者対応に男女両方の視点が入ること」がそれぞれ高くなっています。

#### ■防災・災害復興対策において、性別に配慮した対応となるために必要だと思うこと

単位：%		避難所の設備（授乳室、洗濯場など）	避難所運営の責任者に男女がともに配置され、避難所運営や被災者対応に男女両方の視点が入ること	災害時の救援医療体制・サポート体制（乳幼児、高齢者、障がい者、妊産婦等への）	公的施設の備蓄品のニーズ把握、災害時に支給する際の配慮	被災者に対する相談体制	参画の視点が入ること	旧復興対策計画に男女がともに復	防災会議、災害対策本部、災害復	その他	特にな	不明・無回答
全体 (n=1,258)		83.1	53.3	53.0	20.2	14.7	33.5	1.1	1.6	1.4		
性別	男性 (n=532)	80.6	49.1	53.2	21.4	15.6	32.7	0.9	2.4	1.3		
	女性 (n=701)	84.9	56.6	52.4	19.1	13.8	34.7	1.3	1.0	1.3		

## 課 題

性別・年齢の区別なく、誰もが被害を受ける災害発生時には、男女共同参画の視点に立った対応が必要です。本市では、消防において、女性活躍推進検討チームの結成や、令和2（2020）年に女性だけの消防分団ができるなど、女性活躍の機会を通じて地域防災力の向上を図ってきました。今後も女性の意見を取り入れながら、防災・復旧・復興対策を進めるとともに、男女双方の意見を取り入れた安全・安心なまちづくりを推進することが必要です。

さらに近年、各地において様々な災害が発生しており、震災後の実態調査では、被災地の避難所などにおいてDVや性暴力などの被害の報告もあっていますので、本市において、このような事態を起こさないためにも、なお一層、男女共同参画の視点が必要になってきます。

## 具 体 的 施 策

### 31 男女共同参画の視点を取り入れた防災・復旧・復興対策の推進

	取り組み項目	具体的な内容	担当課
(1)	男女共同参画の視点に立った防災・復旧・復興対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点に配慮した防災対策等を推進します。</li> <li>・関係機関と連携し、被災時における暴力等の防止や被災者のケアに努めます。</li> </ul>	防災危機管理局 人権男女共同参画課

### 32 消防分野における男女共同参画の推進

	取り組み項目	具体的な内容	担当課
(1)	柔軟な発想や価値観を活かした安全・安心なまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防が女性にとっても魅力ある職業であることを積極的に広報し、女性の視点を取り入れた消防行政の推進に努めます。</li> <li>・消防団組織のさらなる活性化を図り地域ニーズに応えるため、女性消防団員の加入促進と活躍推進に努めます。</li> </ul>	消防局総務課



## 数値目標

本計画の進行管理において、3つの基本目標の進捗状況を客観的に評価するため、数値目標を設定します。

基本目標	項目	実績値 【令和3 (2021)年 度】	目標値	達成年度	所管課	主要課題- 具体的施策	
Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大	1	附属機関の女性委員比率 * 1	27.5%	40.0%	令和9 (2027)年	総務課	(1)-1
	2	一般行政職の管理職（課長以上）に占める女性の割合	9.3%	10.0%	令和9 (2027)年	職員課	(1)-2
	3	地区自治協議会役員に占める女性の割合	13.9%	20.0%	令和9 (2027)年	コミュニティ・協働推進課	(2)-3
	4	「させぼお仕事情報プラザ」における就業あっせん者数（各年）	66人	73人	令和9 (2027)年	商工労働課	(3)-7
Ⅱ 誰もが能力を發揮し、多様な働き方ができる環境づくり	5	男女共同参画や女性活躍等に関するセミナー等の受講事業所数	0事業所	15事業所以上	令和9 (2027)年	人権男女共同参画課	(4)-10、11
	6	保育所待機児童数（10月1日現在）	0人	0人	令和9 (2027)年	保育幼稚園課	(5)-16
	7	放課後児童クラブ待機児童数（5月1日現在）	0人	0人	令和9 (2027)年	子ども政策課	(5)-16
	8	「スピカ」で実施するセミナー、講演会等の回数	21回	21回	令和9 (2027)年	人権男女共同参画課	(7)-20
Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現	9	DV防止講座の実施回数	8回	10回	令和9 (2027)年	人権男女共同参画課	(8)-22、23
	10	学習会（中学生の部）の実施回数	67回	92回	令和9 (2027)年	生活福祉課	(9)-26
	11	プレパパ学級の父親の参加人数	53人	60人	令和9 (2027)年	子ども保健課	(10)-28
	12	「いのちのお話会」の実施回数	8回	33回	令和9 (2027)年	子ども保健課	(10)-29
	13	消防職に占める女性吏員の割合	3.2%	5.9%	令和8 (2026)年	消防局総務課	(11)-32

\* 1 附属機関の女性委員比率は、国、地方公共団体及び本市の職員を除く。

## 第6章 計画の推進

### 1. 庁内推進体制の整備

全ての職員が男女共同参画社会の形成をめざすという共通認識を持ち、その実現に向けて率先して行動ができるよう、意識啓発や情報共有に積極的に取り組みます。また、本計画の取り組み内容は幅広い内容にまたがっているため、副市長及び各部局長で構成する「佐世保市男女共同参画推進会議」において、総合的な調整や庁内の連携を図り、本計画の推進に努めます。

### 2. 連携体制の整備

#### (1) 市民や各種団体等との協働・連携

男女共同参画を推進していくためには、市が直接取り組む施策だけではなく、市民、関係団体・機関、事業所等がそれぞれの立場で本計画の目的を理解し、主体的な取り組みを展開することが必要となります。そのため、市民や各種団体等と連携・協働のもと男女共同参画の推進に取り組んでいきます。

#### (2) 国・県等との連携

総合的かつ効果的な男女共同参画の推進を図るため、国や県、近隣自治体等との連携を図ります。

### 3. 計画の進捗管理

本計画を確実に推進するため、毎年度、計画の進捗状況に関して男女共同参画推進会議において検証や評価を行います。また、男女共同参画審議会にも報告し、進捗状況や取り組みについての意見を求めることとします。

計画の最終年度である令和9（2027）年度には、社会情勢の変化等を踏まえ、必要な見直しを行い、本市における男女共同参画のさらなる推進を図ります。



# 資料編

## 佐世保市男女共同参画によるまちづくり条例

平成18年3月2日条例第1号

改正

平成21年3月24日条例第2号

令和2年3月19日条例第34号

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条—第8条）

#### 第2章 男女共同参画の推進に関する基本施策（第9条—第11条）

#### 第3章 男女共同参画の推進に関する具体的施策（第12条—第14条）

#### 第4章 意見、苦情及び被害救済（第15条—第19条）

#### 第5章 佐世保市男女共同参画審議会（第20条—第25条）

#### 第6章 雑則（第26条）

#### 附則

わたしたちのまち佐世保市は、九十九島を代表とする海と山に囲まれた美しい景観と緑豊かな自然環境を有し、一年を通して温暖で穏やかな気候に恵まれ、港町として、そして観光都市として今日まで発展を遂げてきました。

わが国は、憲法に男女の平等がうたわれて以来、その実現に向け女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際社会の動きと連動しながら様々な取組みを行ってきました。平成11年には男女共同参画社会基本法を施行し、男女共同参画社会の実現を21世紀のわが国における最重要課題の一つに位置づけています。

さらに、地方公共団体においても、国際化、情報化及び地方分権化、少子高齢化等の社会経済情勢の急激な変化に対応することができる活力ある社会を構築するためには、新たな視点に立つたまちづくりが必要であり、なかでも男女共同参画社会の実現は緊急かつ重要な課題です。

こうした状況を踏まえ、佐世保市は平成13年に男女共同参画都市させば宣言を採択し、「自立と平等を基本に、性別や年齢、すべての壁を乗り越えて、自らの意思と行動で、家庭・地域・学校や職場において、一人ひとりが対等に参画し、責任も喜びも分かち合える平和な社会」を目指すことをうたいあげました。今、着実に男女共同参画宣言都市として、男女共同参画社会の実現に向け歩みを進めています。

ここに佐世保市は、だれもが性別にかかわらず個人として尊重され、一人ひとりが自分らしい生き方を選択し、その個性と能力を発揮できる生き生きとした社会を実現するため、そして老若男女すべての人にとって「住みたい街」といえる魅力あるまちづくりを実現し未来に引き継いでいくために、この条例を制定します。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、日本国憲法が定める個人の尊重及び法の下での平等を保障する理念と、男女の人権が尊重される社会の実現を目指す男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の理念にのっとり、本市における男女共同参画を推進するための基本理念を定め、市、市民、事業者等及び教育関係者の役割を明らかにするとともに、この基本理念に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、男女が社会の対等な構成員として共に責任を担うことができる男女共同参画社会を実現する佐世保市のまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 佐世保市内（以下「市内」という。）に居住する者、市内に通勤する者、市内に通学する者及び市内を活動の拠点とする個人をいう。
- (2) 事業者等 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体であつて、市内で活動するものをいう。
- (3) 男女共同参画 男女が、互いにその人権を尊重し、社会の対等な構成員として、自らの意思によつて社会のさまざまな分野における活動に参画する機会が確保され、もつて男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を負うことをいう。
- (4) 積極的格差改善措置 前号に規定する参画の機会に関する男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 相手が望まない性的な言動により相手方に不快感を与え、若しくは相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の拒否的対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者又は恋人等親密な関係にあり、若しくはあつた男女間において、個人の尊厳を害する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。
- (7) 協働 市、市民及び事業者等が、この条例の目的を達成するために、継続的で対等な関係を形成し、役務、情報等を提供しあうこと等連携し協力することをいう。

(男女共同参画を推進するための基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次の基本理念にのつとり行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別によるいかなる権利侵害も受けないこと、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されること、男女間におけるあらゆる暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、固定的な性別役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者等における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が平等に確保できるよう配慮されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護、その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、学校、職場又は地域での活動とを両立できるよう配慮されること。
- (5) 男女が生涯にわたり安全な環境の下で健康な生活を営み、各個人が自己の人生のあり方(ライフスタイル)を自ら決定できるよう配慮されること。
- (6) 男女共同参画の推進へ向けての取組みが国際社会における取組みと密接な関係を有していることに照らし、男女共同参画の推進は、国際的な協調の下に行われること。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める男女共同参画を推進するための基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する役割を有するとともに、自らが率先し、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たり、市民及び事業者等と協働するとともに、国及び他の地方公共団体と連携するよう努めるものとする。



(市民の役割)

第5条 市民は、男女共同参画についての理解を深めるとともに、社会のさまざまな分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に積極的に協力し、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、男女共同参画の推進に関する施策に係る市の意思形成過程に参画し、その推進の担い手として、市及び事業者等と協働するよう努めるものとする。

(事業者等の役割)

第6条 事業者等は、男女共同参画についての理解を深めるとともに、その活動に関し、基本理念にのっとり、職場環境の整備を行うなど、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者等は、市の男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たり、市及び市民と協働するよう努めるものとする。

(教育関係者の役割)

第7条 学校教育その他さまざまな教育に携わる者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性に照らし、それぞれの教育が行われる過程において、基本理念に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

(権利侵害行為等及び暴力的行為等の禁止)

第8条 何人も、職場、家庭、学校その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いその他性別による権利侵害行為（以下「権利侵害行為等」という。）を行ってはならない。

2 何人も、異性に対する暴力的行為（身体的又は精神的苦痛を与える行為をいう。）、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンス（以下「暴力的行為等」という。）を行ってはならない。

## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本施策

(基本的施策)

第9条 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本的施策とする。

- (1) 男女が相互に協力し、子育て、介護等の家庭生活及び地域生活並びに職業生活の両立ができるよう必要な支援に努めること。
- (2) 暴力的行為等による被害者を救済し、その自立を支援するため、相談を受け、情報提供を行い、関係機関との連携に努めるとともに、暴力的行為等の防止に必要な措置を講ずるよう努めること。
- (3) 学校教育その他さまざまな教育の場において、男女共同参画を推進するための教育の充実に努めること。
- (4) 男女共同参画の推進を阻害する性別による固定的な役割分担にとらわれず、男女が、家庭、職場及び地域のさまざまな分野における活動に参画する機会が平等に確保できるよう必要な支援に努めること。
- (5) 市民及び事業者等が男女共同参画の推進のために行う活動に関して必要な支援に努めること。

(男女共同参画計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画を策定し、又は変更しようとするときは、佐世保市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、男女共同参画計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 市長は、毎年、男女共同参画計画の実施状況及びその評価について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(男女共同参画推進拠点)

第11条 市は、男女共同参画計画を実施するための必要な体制の整備に努めるとともに、佐世保市男女共同参画推進センターを男女共同参画の推進に関する施策を実施するための拠点並びに市、市民及び事業者等の協働の拠点として位置づけ、男女共同参画社会を実現するまちづくりに取り組むものとする。

## 第3章 男女共同参画の推進に関する具体的施策

(市の積極的格差改善措置)

第12条 市は、積極的格差改善措置として、政策の立案及び決定の過程への女性の参画を積極的に推進するよう努めるものとする。

(市の広報・啓発活動)

第13条 市は、男女共同参画の推進にあつては、基本理念や男女共同参画基本計画（男女共同参画基本法第13条に基づき定められた計画をいう。）の趣旨に沿つた、わかりやすい広報・啓発活動を推進し、市民や事業者等の理解を深めるよう努めるものとする。

(事業者等における男女共同参画の推進)

第14条 市は、必要があると認めるときは、事業者等に対し、男女共同参画に関する調査について協力を求めることができるものとする。

#### 第4章 意見、苦情及び被害救済

(佐世保市男女共同参画推進委員)

第15条 次条に規定する意見、苦情及び被害救済の申出について公正かつ中立な立場で必要な調査をするため、市長の附属機関として佐世保市男女共同参画推進委員（以下「推進委員」という。）を置く。

2 推進委員の定数は、3人とし、男女共同参画に関し優れた識見を有し、社会的信望の厚い者のうちから、市長が委嘱する。

3 推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 推進委員は、再任されることができる。

5 市、市民及び事業者等は、推進委員の職務遂行に関して積極的に協力するよう努めるものとする。

6 推進委員の活動の拠点は、佐世保市男女共同参画推進センターとする。

7 前各項に定めるもののほか、推進委員について必要な事項は、規則で定める。

(意見、苦情及び被害救済の申出)

第16条 市民及び事業者等は、市長に対して、市が行う男女共同参画の推進に関する施策、又は男女共同参画の推進に関する施策を阻害し、若しくは阻害するおそれがある施策について意見、苦情の申出（以下「意見、苦情の申出」という。）をすることができる。

2 市民は、市長に対して、権利侵害行為等及び暴力的行為等により被つた被害の救済の申出（以下「被害救済の申出」という。）をすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる事案については、申出をすることができない。

(1) 判決、裁決等により確定した事案

(2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案

(3) その他規則で定める事案

(意見、苦情の申出の処理)

第17条 市長は、意見、苦情の申出があつたときは、推進委員に事案の調査を求めるものとする。

2 推進委員は、前項の調査を求められたときは、その内容の調査を行い、必要があると認めるときは、改善のための措置を講ずるよう市長に意見を述べるることができる。

3 前項の規定に基づき意見を述べるときは、推進委員の合議によらなければならない。

4 前項の会議は、3人の推進委員が出席しなければ開くことができない。

5 会議の議事は、出席した推進委員の過半数で決する。

6 推進委員の会議は、非公開とする。ただし、推進委員が支障がないと認めた場合は、公開とすることができる。

- 7 市長は、第2項の意見に基づく改善のための措置を行うにあたり、必要があると認めるときは、佐世保市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。
- 8 推進委員に係る庶務は、市民生活部において処理する。
- 9 前各項に定めるもののほか、意見、苦情の申出に関し必要な事項は、規則で定める。

(被害救済の申出の処理)

第18条 市長は、被害救済の申出があつたときは、推進委員に事案の調査を求めるものとする。

- 2 推進委員は、前項の調査を求められたときは、必要により関係者から事情を聴取し、その調査結果を市長に報告するものとする。
- 3 市長は、前項の調査結果に基づき、関係機関と調整し、当該事案を引き継ぐ等の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、被害救済の申出に関し必要な事項は、規則で定める。

(個人情報保護等)

第19条 推進委員は、職務上知り得た個人に関する情報の取扱いに関しては、佐世保市個人情報保護条例(平成14年条例第8号)に基づき、必要な措置を講じなければならない。

- 2 推進委員は、公平かつ誠実に職務を遂行し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## 第5章 佐世保市男女共同参画審議会

(設置)

第20条 市長の附属機関として佐世保市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第21条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 第10条第2項の規定により諮問された事項
  - (2) 第17条第4項の規定により諮問された事項
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 審議会は、第10条第4項の規定による報告書に関し、必要に応じて、これに対する意見を述べることができる。
  - 3 審議会は、その所掌事務の遂行にあつて必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員)

第22条 審議会は、委員20人以内をもつて組織し、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
  - (2) 関係団体の代表者
  - (3) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 委員は、再任されることができる。
  - 4 第19条の規定は、委員に準用する。

(会長及び副会長)

第23条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第24条の2 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会において必要があると認めた場合は、非公開とすることができる。

(庶務)

第25条 審議会の庶務は、市民生活部において処理する。

## 第6章 雑則

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第2項、第4章及び第5章の規定は、平成18年6月1日から施行する。

(佐世保市附属機関設置条例の一部改正)

- 2 佐世保市附属機関設置条例（平成8年条例第18号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成21年3月24日条例第2号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年6月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

# 佐世保市男女共同参画審議会委員

【任期：令和4年8月31日～令和6年8月30日】

	分野	推薦団体等	氏名	備考	
1	学識経験を有する者	長崎県立大学	津久井 稲緒	副会長	
2		長崎国際大学	大庭 義史	会長	
3		教育	佐世保市中学校長会	前田 和子	
4			佐世保市小学校長会	伊藤 裕子	
5			佐世保私立幼稚園協会	和田 智暁	
6		医療	佐世保市医師会	長戸 紀	
7	関係団体の代表者	佐世保人権擁護委員協議会	吉原 雅枝		
8		女性団体	佐世保女性ネットワーク	牛島 万紀子	
9			国際ソロプチミスト佐世保パール	長島 圭子	
10		福祉	佐世保市民生委員児童委員協議会連合会	永田 洋子	
11			佐世保市保育会	萩原 昌子	
12		労働	連合長崎佐世保地域協議会	安次嶺 桂	
13		事業者	佐世保商工会議所	川口 克美	
14			長崎県中小企業家同友会佐世保支部	村上 敦子	
15		農協	ながさき西海農業協同組合	牟田 寿子	
16		P T A	佐世保市P T A連合会	犬塚 信一郎	
17		センター登録団体	新日本婦人の会	前川 恵子	
18	その他市長が必要と認める者	佐世保市女性人材登録者 (民生委員児童委員)	伊澤 美津紀		
19		市民公募委員	中村 栄藏		
20			山崎 千鶴		

(敬称略)

# 佐世保市男女共同参画推進会議等設置要綱

## (目的)

第1条 この要綱は本市における男女共同参画社会の形成の促進を図るため、「佐世保市 男女共同参画計画」(以下「計画」という。)の推進に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## (男女共同参画推進会議)

第2条 本市の男女共同参画推進行政の施策を総合的に調整・推進するため、男女共同参画推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

## (推進会議の組織)

第3条 推進会議は、別表1に掲げる者(以下「推進委員」という。)をもって組織する。

2 推進会議に委員長及び副委員長を置き、委員長は市民生活部を担当する副市長をもって充て、副委員長は推進委員のうちから委員長が指名する。

3 推進会議は委員長が招集する。

## (推進会議の所掌事務)

第4条 推進会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画に基づく施策の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画について、関係部局および関係行政機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の形成に必要な事項に関すること。

## (男女共同参画企画委員会の設置)

第5条 計画に関する基本的事項等について調査・検討・推進するため、男女共同参画企画委員会(以下「企画委員会」という。)を置く。

## (企画委員会の組織)

第6条 企画委員会は、別表2に掲げるもの(以下「企画委員」という。)をもって組織する。

2 企画委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は人権男女共同参画課長をもって充て、副委員長は企画委員のうちから委員長が指名する。

3 企画委員会は委員長が招集する。

## (企画委員会の所掌事務)

第7条 企画委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画における施策の大綱並びに指針の大綱に関すること。
- (2) 計画に係る事務事業の計画、調査、指導及び連絡調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の推進に関すること。

## (庶務)

第8条 男女共同参画推進会議に関する庶務は市民生活部人権男女共同参画課において行う。

## 附 則

- 1 この要綱は平成13年12月20日から施行する。
- 2 佐世保市女性プラン策定要綱(平成3年12月1日施行)は廃止する。

## 附 則

この要綱は平成16年1月30日から施行する。

## 附 則

この要綱は平成16年8月23日から施行する。

## 附 則

- 1 この要綱は平成19年4月1日から施行する。
- 2 佐世保市男女共同参画懇話会設置要綱(昭和60年11月21日施行)は廃止する。

## 附 則

この要綱は平成19年8月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は平成20年1月10日から施行する。

## 附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は平成21年6月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和元年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年11月16日から施行する。

別表1（第3条関係：男女共同参画推進委員）

部局	委員
副市長	
基地政策局	局長
行財政改革推進局	局長
企業立地推進局	局長
防災危機管理局	局長
契約監理室	室長
企画部	部長
総務部	部長
財務部	部長
観光商工部	部長
農林水産部	部長
都市整備部	部長
土木部	部長
港湾部	部長
市民生活部	部長
保健福祉部	部長
子ども未来部	部長
環境部	部長
教育委員会	教育総務部長
消防局	局長
水道局	経営管理部長

別表2（第6条関係：男女共同参画企画委員）

部 局	企 画 委 員
基地政策局	基地政策局長が指名する者
行財政改革推進局	行財政改革推進局長が指名する者
企業立地推進局	企業立地推進局長が指名する者
防災危機管理局	防災危機管理局長が指名する者
契約監理室	契約課長
企画部	政策経営課長、地域政策課長、文化国際課長
総務部	総務課長、職員課長、秘書課長
財務部	財政課長
観光商工部	商工労働課長、観光課長
農林水産部	農政課長、水産課長
都市整備部	都市政策課長、住宅課長、まち整備課長
土木部	土木政策課長
港湾部	みなと振興・管理課長
市民生活部	コミュニティ・協働推進課長、市民安全安心課長、人権男女共同参画課長
保健福祉部	保健福祉政策課長、長寿社会課長、障がい福祉課長、生活福祉課長、健康づくり課長
子ども未来部	子ども政策課長、保育幼稚園課長、子ども支援課長、子ども保健課長
環境部	環境政策課長、環境保全課長、廃棄物減量推進課長
教育委員会	総務課長、学校教育課長、社会教育課長
消防局	総務課長
水道局	総務課長
農業委員会	事務局長



## 男女共同参画に関する年表

	国連の動き	日本の動き	長崎県の動き	佐世保の動き
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際婦人年(目標:平等・発展・平和)</li> <li>国際婦人年世界会議「世界行動計画」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>婦人問題企画推進本部設置</li> <li>婦人問題担当室設置</li> </ul>		
1976年 (昭和51年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国連婦人の十年」(~1985年)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>婦人問題窓口(労政課)設置</li> </ul>	
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>国内行動計画策定</li> </ul>		
1978年 (昭和53年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>長崎県婦人問題懇話会設置</li> <li>長崎県婦人関係行政推進会議設置</li> </ul>	
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連第34回総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択</li> </ul>			
1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国連婦人の十年」-平等、発展、平和-中間年世界会議</li> <li>「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>いきがいを育てる長崎県の婦人対策策定</li> <li>第1回市町村担当課長会議開催</li> </ul>	
1981年 (昭和56年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ILO第156号条約(家族的責任条約)採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内行動計画後期重点目標策定</li> </ul>		
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国連婦人の十年」ナイロビ世界大会(西暦2000年に向けての)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女雇用機会均等法公布(昭和61年施行)</li> <li>「女子差別撤廃条約」批准</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「婦人問題懇話会第1期」設置(11月)</li> </ul>
1986年 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>婦人問題企画推進有識者会議開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企画部婦人対策室設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「婦人問題担当窓口」設置</li> <li>「婦人問題講演会」初開催</li> </ul>
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>西暦2000年に向けての新国内行動計画策定</li> </ul>		
1988年 (昭和63年)				<ul style="list-style-type: none"> <li>「婦人問題懇話会第1期」提言</li> </ul>
1989年 (平成1年)				<ul style="list-style-type: none"> <li>「企画調整部婦人対策室」設置</li> <li>第1回「佐世保市婦人意識調査」実施</li> <li>「女性させほ」創刊</li> </ul>
1990年 (平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>2001ながさき女性プラン策定</li> <li>企画部女性行政推進室に改称</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性フォーラム初開催</li> <li>婦人団体活性化事業開始</li> </ul>
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)策定</li> <li>育児休業法公布(平成4年施行)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「市民部女性企画課」に改称</li> <li>「女性企画懇話会第2期」提言</li> </ul>
1992年 (平成4年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>審議会等の委員への女性の登用促進要綱制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「佐世保市女性プラン」策定</li> </ul>
1993年 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連世界人権会議「ウィーン宣言」採択</li> <li>国連第48回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パートタイム労働法公布・施行</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性企画懇話会第3期」提言</li> </ul>

	国連の動き	日本の動き	長崎県の動き	佐世保の動き
1994年 (平成6年)	・国際人口・開発会議「カイロ宣言及び行動計画」採択	・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画推進本部に改称	・2001 ながさき女性プラン（第一次改定）	・第2回「佐世保市婦人意識調査」実施
1995年 (平成7年)	・第4回世界女性会議－平等、開発、平和のための行動「北京宣言及び行動綱領」採択	・育児休業法改正（介護休業制度の法制化） ・ILO 第156号条約（家族的責任条約）批准	・生活環境部女性行政推進室に改組	・「女性企画懇話会第4期」提言 ・第4回世界女性会議（NGO フォーラム参加助成16名）
1996年 (平成8年)		・男女共同参画推進連携会議発足 ・男女共同参画2000年プラン策定 ・優生保護法を改正し、母体保護法公布・施行	・ながさきキラキラ・ライフプラン策定－2001長崎県農山漁村女性ビジョン	・「女性企画懇話会第5期」発足 子育て支援の提言（中間） ・市職員意識調査実施 ・女性センター開設（ふれあいセンター内）（9月）
1997年 (平成9年)		・男女共同参画審議会設置 ・男女雇用機会均等法改正（平成11年施行） ・介護保険法公布（平成12年施行）	・男女共同参画社会に向けての県民意識調査	
1998年 (平成10年)			・男女共同参画フォーラム開催	・「佐世保市女性プラン」改定（3月） ・「女性企画懇話会第5期」提言 ・「女性企画懇話会第6期」発足 ・「女性フォーラム」を「させば男女共生フォーラム」に改称
1999年 (平成11年)		・男女共同参画社会基本法公布・施行 ・食料・農業・農村基本法公布・施行（女性の参画の促進を規定）	・県民生活環境部男女共同参画室に改組	
2000年 (平成12年)	・国連特別総会「女性2000年会議」「政治宣言」「成果文書」採択	・ストーカー行為等の規制等に関する法律公布・施行 ・男女共同参画基本計画策定	・長崎県男女共同参画計画策定	・「女性企画懇話会第6期」提言
2001年 (平成13年)		・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律公布・施行 ・第1回男女共同参画週間	・男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施	・「女性企画懇話会第7期」発足 ・「男女共同参画推進センター」（愛称：スピカ）オープン ・「センター運営検討委員会」設置 ・「女性企画課」を「男女共同参画課」に改称 ・「男女共同参画都市させば宣言」可決 ・男女共同参画宣言都市奨励事業「佐世保市男女共同参画宣言都市記念式典」開催 ・「男女共同参画に係る市民意識調査」実施 ・「スピカ」情報紙創刊
2002年 (平成14年)			・長崎県男女共同参画推進条例制定 ・長崎県男女共同参画審議会設置 ・長崎県男女共同参画推進員設置	・「スピカまつり」開催 ・「佐世保市男女共同参画計画」策定 ・「させば男女共同参画週間フォーラム」開催 ・「佐世保市男女共同参画宣言都市1周年記念講演会」開催 ・男女共同参画人材育成事業開始

	国連の動き	日本の動き	長崎県の動き	佐世保の動き
2003年 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>次世代育成支援対策推進法公布・施行</li> <li>少子化社会対策基本法公布・施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長崎県男女共同参画基本計画策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性企画懇話会第7期」提言</li> <li>「男女共同参画懇話会第8期」発足「男女共同参画によるまちづくり条例」提言</li> </ul>
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正・施行(元配偶者への拡大、暴力概念の拡大等)</li> </ul>		
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画基本計画(第2次)策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長崎県男女共同参画推進センター開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「センター運営検討委員会」を「センター運営協議会」に改称</li> </ul>
2006年 (平成18年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>男女雇用機会均等法改正(平成19年施行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民生活部男女共同参画室に改組</li> <li>男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「佐世保市男女共同参画によるまちづくり条例」制定・施行</li> <li>佐世保市男女共同参画推進委員設置</li> <li>佐世保市男女共同参画審議会設置</li> <li>男女共同参画に係る市民意識調査実施</li> </ul>
2007年 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正(平成20年施行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長崎県男女共同参画基本計画改定</li> </ul>	
2008年 (平成20年)				<ul style="list-style-type: none"> <li>佐世保市男女共同参画計画改訂</li> </ul>
2009年 (平成21年)				<ul style="list-style-type: none"> <li>「人権啓発課」と統合し「人権男女共同参画課」に改称</li> </ul>
2010年 (平成22年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画基本計画(第3次)策定</li> </ul>		
2011年 (平成23年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次長崎県男女共同参画基本計画策定</li> </ul>	
2013年 (平成25年)				<ul style="list-style-type: none"> <li>第2次佐世保市男女共同参画計画策定</li> </ul>
2014年 (平成26年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「すべての女性が輝く社会づくり本部」の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ながさき女性活躍推進会議」発足</li> </ul>	
2015年 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第59回国連婦人の地位委員会(北京+20)</li> <li>国連「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)</li> <li>男女共同参画基本計画(第4次)策定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>女性活躍応援宣言事業所登録制度開始</li> </ul>
2016年 (平成28年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>第3次長崎県男女共同参画基本計画策定</li> </ul>	
2017年 (平成29年)				<ul style="list-style-type: none"> <li>「させば女性活躍推進会議」発足</li> </ul>
2018年 (平成30年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>政治分野における男女共同参画の推進に関する法律公布・施行</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>イクボス宣言開始</li> <li>センター運営協議会廃止</li> <li>第3次佐世保市男女共同参画計画策定</li> <li>「させば女性活躍推進会議」を「させば女性活躍推進協議会」に改称</li> </ul>
2019年 (令和1年)				<ul style="list-style-type: none"> <li>西九州させば広域都市圏連携事業開始</li> </ul>
2020年 (令和2年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第64回国連女性の地位委員会(北京+25)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画基本計画(第5次)策定</li> </ul>		
2021年 (令和3年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>第4次長崎県男女共同参画基本計画策定</li> </ul>	
2022年 (令和4年)				<ul style="list-style-type: none"> <li>「生理の貧困」問題への理解促進啓発事業開始</li> </ul>
2023年 (令和5年)				<ul style="list-style-type: none"> <li>第4次佐世保市男女共同参画計画策定</li> </ul>

# 男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

改正

平成 11 年 7 月 16 日 法律第 102 号

平成 11 年 12 月 22 日 同 第 160 号

## 目次

### 前文

### 第一章 総則（第一条—第十二条）

### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

### 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

### 附 則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが、国際社会における取り組みとも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### （男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取り組みと密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。  
(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。  
(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。  
(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。  
(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。  
(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。  
(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

#### (設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

#### (組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

#### (議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

#### (議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

#### (議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

#### (資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

#### (政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成十一年六月二三日法律第七八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成十三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）



# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)  
最終改正：令和元年法律第四十六号

## 目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勧案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者（被害者がある家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。  
(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

### 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対

する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他の通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいづれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者とその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者とその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者とその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地  
(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
  - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書<sup>1</sup>の交付を請求することができる。ただし、相手方<sup>2</sup>にあっては、保護命令の申立て<sup>3</sup>に関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

### 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。



**附 則（平成十六年六月二日法律第六十四号）**

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

**附 則（平成十九年七月十一日法律第百十三号） 抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

**附 則（平成二十五年七月三日法律第七十二号） 抄**

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

**附 則（平成二十六年四月二十三日法律第二十八号） 抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

**附 則（令和元年六月二十六日法律第四十六号） 抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

## 目次

### 第一章 総則（第一条—第四条）

### 第二章 基本方針等（第五条・第六条）

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

#### 第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十四条）

#### 第三節 特定事業主行動計画（第十五条）

#### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）

### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）

### 第五章 雑則（第二十六条—第二十八条）

### 第六章 罰則（第二十九条—第三十四条）

## 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

**第一条** この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

#### （基本原則）

**第二条** 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

#### （国及び地方公共団体の責務）

**第三条** 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

**第四条** 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

(基本方針)

**第五条** 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
  - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
  - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
    - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
    - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
  - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

**第六条** 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第三章 事業主行動計画等

### 第一節 事業主行動計画策定指針

**第七条** 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
  - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

**第八条** 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第四百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その

申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

**第十三条** 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

**第十四条** 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

**第十五条** 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
  - 二 学識経験者
  - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。  
（秘密保持義務）

**第二十四条** 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

**第二十五条** 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

### 第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

**第二十六条** 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

**第二十七条** 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

**第二十八条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

### 第六章 罰則

**第二十九条** 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第三十条** 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

**第三十一条** 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

**第三十二条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

**第三十三条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

**第三十四条** 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

### 附 則

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

**第二条** この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

**第三条** 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

**第四条** 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

**第五条** 社会保険労務士法(昭和三十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十六の次に次の一号を加える。

**二十の二十七** 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)

(内閣府設置法の一部改正)

**第六条** 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十八年 三月三十一日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第五条第一項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。
------------------	--

**附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法(昭和三十八年法律第八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和三十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和三十五年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

**第三十四条** この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第三十五条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。



## 第4次佐世保市男女共同参画計画

発行：令和5年3月

佐世保市 市民生活部 人権男女共同参画課

〒857-8585 長崎県佐世保市八幡 1-10

電話番号：0956-24-1111（代表）

FAX 番号：0956-25-9703

